# 平成18年4月から9月までの間における介護給付費等の請求事務について

平成18年4月から9月までの間における介護給付費等の請求に係る事務処理は、市町村やサービス事業所・施設が新たな制度に円滑に移行ができるよう、できる限り現行の事務処理方法を踏襲する形で整理している。

平成18年10月以降における当該事務処理については、平成19年10月から稼働を予定している事務処理システムによる処理を見据えつつ、適正かつ効率的な処理を図る観点から更に検討を加えて提示することとしている。

# 平成18年4月

厚生労働省 社会·援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

# - 目 次 -

【項目】	【頁数】
1 平成18年4月以降の報酬額の算定方法について	P 3 ~ 6
2 平成18年4月から9月までの間における利用者負担額の算定例について	P7~16
(1)サービスコードを用いて利用者負担額を算定する場合	P 8 ~ 1 4
(2)告示に記載される方法で利用者負担額を算定する場合	P15~16
3 平成18年4月から9月までの間における介護給付費等の請求様式等について	P17~24
4 平成18年4月から9月までの間における利用者負担額の上限額管理の具体的方法について	P 2 5 ~ 5 0
(1)基本的事項	P 2 6 ~ 3 0
(2)事例	P 3 1 ~ 5 0
(事例1)社会福祉法人等軽減措置を適用している居宅介護と適用していない居宅介護を利用する場合	P 3 1 ~ 3 4
(事例1-2)社会福祉法人等軽減措置を適用する居宅介護、適用しない居宅介護及び通所施設を利用する場合	P 3 5 ~ 3 6
(事例1-3)グループホーム入居者が居宅介護と通所施設を利用する場合	P 3 7
(事例2)社会福祉法人等軽減措置に係る同一管理事業所がある場合	P 3 8 ~ 4 2
(事例2 - 2)同一管理事業所内に居宅介護と通所施設がある場合の軽減額調整事務(低所得1の例)	P 4 3
(事例2 - 3)同一管理事業所内に居宅介護と通所施設がある場合の軽減額調整事務(低所得2の例)	P 4 4
(事例2 - 4)同一管理事業所である居宅介護、通所施設及び他に外出介護を利用する場合	P 4 6
(事例2-5)同一管理事業所である居宅介護、通所施設及び他に基準該当事業所を利用する場合	P 4 7
(事例2-6)複数の基準該当サービスと指定障害福祉サービスを利用する場合	P 4 8
(事例2-7)施設入所者が一時帰宅時に居宅サービスを利用する場合	P 4 9
(事例2-8)相互利用制度の通所施設と指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービス利用する場合 5 受領委任払の取扱いについて(平成18年4月から9月まで)	P 5 0

新たな様式で整理する事例等 (特殊なケースのみ)

# 平成18年4月以降の報酬額の算定方法について

告示された単位数から報酬額への金額換算の算定処理

① 告示単位数 (報酬告示の記載された単位数)



② 算定単位数 (必要に応じて告示単位数に加減算を乗じて算出された単位数)



③ 算定単位額 (算定単位に地域区分等に応じた単価金額を乗じて算出された額)



4) 報酬額 (当該月の算定金額を合算して算出された額)

i 単位数算定の際の端数処理 (告示単位数 → 算定単位数)

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の四捨五入の端数処理を行い、絶えず整数値に割合を乗じていく。

ii 金額換算の際の端数処理 (算定単位数 → 金額)
単位数から金額に換算する際に生じる一円未満の端数については、「切り捨て」で金額を算定する。

# 介護給付費、訓練等給付費及び施設訓練等支援費の報酬算定の方法

算定単位数 (端数処理は小数点以下四捨五入)

告示単位数に必要に応じて加減算率を乗じる

算定単位数 = 告示単位数 × 加減算率

サービスコード単位の報酬額

算定単位額(端数処理は小数点以下切り捨て)

算定単位数に単位単価を乗じて算定単位額を算出する

算定単位額 = 算定単位数 × 単位単価 <---

例:特別区10.72円 等

告示が「円」から「単位」に変更となった以外は現行支援費制度と基本的に算出方法は変わらない。

### 当月算定額

算定単位額に提供回数(算定回数、算定日数)を乗じて算出する。

当月算定額 = 算定金額 × 算定回数

### 報酬額(当月費用の額合計)

サービスコードごとの当月算定額を合算する。

報酬額 = 当月算定額 + 当月算定額 + ・・・

請求明細書の「当月費用の額合計」に記載される額

# 障害福祉サービス等の利用者負担額の算定方法

サービス提供ごとに利用者負担額を算定する。

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五入)

告示単位数に必要に応じて加減算率を乗じる

算定単位数 = 告示単位 × 加減算率

サービスコード単位の報酬額

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

算定単位数に単位単価を乗じて算定単位額を算出する

算定単位額 = 算定単位数 × 単位単価

障害者自立支援法附則第9条による

サービスコードに対応した利用者負担額が設定される

利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

サービス利用時の利用者負担額を算出する。

利用者負担額 = 算定単位額 × 負担割合(10/100)

### 利用者負担額の算出

サービスコード単位の利用者負担額を合算する。

利用者負担額 = サービスコード単位の利用者負担額 + サービスコード単位の利用者負担額

1 - - -

実績記録票の「利用者負担額」」に記載される額

# 社会福祉法人等による利用者負担軽減額等の整理方法

社会福祉法人等による定率負担に係る利用者負担軽減措置を実施する事業所等は、サービス提供実績記録票の「利用者負担額」欄、「社福法人等軽減額」欄及び「給付費移行額」欄を使用することとなる。この際、サービス提供ごとに、社福法人等が軽減した額を実績記録票の「社福法人等軽減額」欄に、給付費へ移行した額を「給付費移行額」欄に記載していく。

### 「利用者負担額」欄に記載する額

利用者負担額の算定方法に従って算定された利用者負担額をサービス提供実績記録票の利用者負担額欄に記載する。

利用者負担額欄の累計額が、所得区分が低所得2の場合12,300円(通所施設等7,500円)、低所得1の場合7,500円に到達するまで金額を記載していく。

### 「社福法人等軽減額」欄に記載する額

利用者負担額が上記の軽減後の負担上限月額を超過した後、本来(軽減前)の利用者 負担上限月額に到達するまでは、利用者負担額は軽減措置実施事業所が軽減することと なるため、実績記録票の「社福法人等軽減額」欄に利用者負担相当額を記載していく。

### 「給付費移行額」欄に記載する額

利用者負担額が本来の負担上限月額を超過した後は、利用者負担に相当する額は給付費へ移行することとなるため、実績記録票の「給付費移行額」欄に利用者負担相当額を記載していく。

平成18年4月から9月までの間における利用者負担額の算定例について

### 平成18年4月から9月までの障害者自立支援法の利用者負担額の算定例について

1 **居宅介護(身体介護を6:00~9:00)を利用した場合** (地域区分:特別区)

### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

	使用するサービスコード			
(A)	1111214 身障居宅身体夜間早朝2H			
(B)	1111112	身障居宅身体日中1H		
(C)	1111918 身居宅身体開 夜早1.5			

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下<u>四捨五入</u>) :サービスコードの単位数に加減算率を乗じる 算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下<u>切り捨て</u>) :算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する 利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下<u>切り捨て</u>) :サービス利用時の利用者負担額を算出する。

(A)6時から8時まで(2時間)の利用者負担額

328単位(=82単位×4) × 1.25(加減算率) = 410.0 410単位(算定単位数)

410単位 × 10.72(単位数単価) = 4395.2 4395円(算定単位額) 4395円 × 10/100(定率負担分) = 439.5 439円(利用者負担額)

(B) 8時から9時まで(1時間)の利用者負担額

164単位(=82単位×2) × 1.00(加減算率) = 164.0 164単位(算定単位数)

164単位 × 10.72(単位数単価) = 1758.08 1758円(算定単位額) 1758円 × 10/100(定率負担分) = 175.8 175円(利用者負担額)

(C)の利用者負担額

580単位(告示上の1時間以上1時間30分未満の単位) × 1.25(加減算率) = 725.0 725単位

246単位(=82単位×3) × 1.25(加減算率) = 307.5 308単位

725単位 - 308単位 = 417単位(算定単位数)

417単位 × 10.72(単位数単価) = 4470.24 4470円(算定単位額)

4470円 × 10/100 (定率負担分) = 447

447円(利用者負担額)

実績記録票の利用者負担額欄に記載される額

④ 439円(Aの利用者負担額)+175円(Bの利用者負担額)+447円(Cの利用者負担額)=1061円(利用者負担額の合計)

# 2 居宅介護(身体介護7:30~8:30)を利用した場合 (地域区分:特別区)

## サービスコードを用いて利用者負担額を算定

	•	使用するサービスコード			
( <b>A</b> )	1111211	身障居宅身体夜間早朝0.5 H	算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下 <mark>四捨五入</mark> ) :サービスコードの単位数に加減算率を乗じる		
(B)	1111111	身障居宅身体日中0.5 H	算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下 <mark>切り捨て</mark> )		
(C)	1111921	身居宅身体開 夜早0.5日0.5	: 算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する 利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下 <mark>切り捨て</mark> )		
	(人) 70キ20	<u> </u>	サービス利用時の利用者負担額を算出する。		
		分から8時まで(30分)の利用者負担			
		単位 × 1.25(加減算率) = 102			
		3単位 × 10.72(単位数単価) =	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	1104円 × 10/100(定率負担分) = 110.4 <u>110円(利用者負担額)</u>				
	(B) 8時から8時30分まで(30分)の利用者負担額				
	82単位 × 1.00(加減算率) = 82.0 82単位(算定単位数)				
	82単位 × 10.72(単位数単価) = 879.04 879円(算定単位額)				
	879	9円 × 10/100(定率負担分) =	87.9 <u>87円(利用者負担額)</u>		
	(C)の利用	用者負担額			
	230	)単位(告示上の30分未満の単位)	× 1.25(加減算率) = 287.5 288単位		
	<u>170</u>	<u>)単位( 1)</u> × 1.00(加減算率)	= 170.0 170単位 (1)		
	288	3単位 + 170単位 = 458単位	400単位(告示上の30分以上1時間未満の単		
	82 <u>i</u>	単位 × 1.25(加減算率) = 102	2.5 103単位(算定単位数) 位) - 230単位(告示上の30分未満の単位)		
	82 <u>i</u>	単位 × 1.00(加減算率) = 82.	0 82単位(算定単位数) =170単位		
		単位 + 82単位 = 185単位			
		3単位 - 185単位 = 273単位	2000 50 2000 円 (祭 中 米 休 野 )		
		3単位 × 10.72(単位数単価) =	2926.56 2926円(昇正単位額) / 欄に記載される額		
	292	26円 × 10/100 (定率負担分) =	= 292.6 <u>292円(利用者負担額)</u> /		
4 1	10円(Aの利	  用者負担額) <b>+87円</b> (Bの利用者負	<u>→</u> 担額) <b>+292円</b> (Cの利用者負担額) <b>= <u>489円</u>(利用者負担額の合計)</b>		

### 3 居宅介護(身体介護を20:00~23:00)を利用した場合 (地域区分:特別区)

### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

	使用するサービスコード		
(A)	1111214	身障居宅身体夜間早朝2H	
(B)	1111312	身障居宅身体深夜1H	
(C)	1111918	身居宅身体開 夜早1.5	

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下<u>四捨五入</u>) :サービスコードの単位数に加減算率を乗じる 算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下<u>切り捨て</u>) :算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する 利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下<u>切り捨て</u>) :サービス利用時の利用者負担額を算出する。

(A) 20時から22時まで(2時間)の利用者負担額

328単位(=82単位×4) × 1.25(加減算率) = 410.0 410単位(算定単位数) 410単位 × 10.72(単位数単価) = 4395.2 4395円(算定単位額) 4395円 × 10/100(定率負担分) = 439.5 439円(利用者負担額)

(B) 22時から23時まで(1時間)の利用者負担額

164単位(=82単位×2) × 1.5(加減算率) = 246.0 246単位(算定単位数) 246単位 × 10.72(単位数単価) = 2637.12 2637円(算定単位額) 2637円 × 10/100(定率負担分) = 263.7 263円(利用者負担額)

(C)の利用者負担額

580単位(告示上の1時間以上1時間30分未満の単位) × 1.25(加減算率) = 725.0 725単位 246単位(=82単位×3) × 1.25(加減算率) = 307.5 308単位 725単位 = 417単位(質定単位数)

725単位 - 308単位 = 417単位(算定単位数)

417単位 × 10.72(単位数単価) = 4470.24 4470円(算定単位額) 4470円 × 10/100(定率負担分) = 447.0 <u>447円(利用者負担額)</u>

実績記録票の利用者負担額 欄に記載される額

④ 439円(Aの利用者負担額)+263円(Bの利用者負担額)+447円(Cの利用者負担額)=1149円(利用者負担額の合計)

### 4 居宅介護(身体介護21:30~23:00)をまで利用した場合 (地域区分:特別区)

### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

813単位 - 349単位 = 464単位

4974円 × 10/100 (定率負担分) = 497.4

		使用するサービスコード	   算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下 <mark>四捨五入</mark> )		
(A)	1111211	身障居宅身体夜間早朝0.5 H	:サービスコードの単位数に加減算率を乗じる		
(B)	1111312	身障居宅身体深夜1H	- 算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下 <mark>切り捨て</mark> ) : 算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する		
(C)	1111930	身居宅身体開 夜早0.5深1	利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下 <u>切り捨て</u> ) :サービス利用時の利用者負担額を算出する。		
	82	30分から22時まで(30分)の利用者負 単位 × 1.25(加減算率) = 10 3単位 × 10.72(単位数単価) =			
	1104円 × 10/100(定率負担分) = 110.4 <u>110円(利用者負担額)</u>				
	(B) 22時から23時まで(1時間)の利用者負担額				
		•	率) = 246.0 246単位(算定単位数) 2637.12 2637円(算定単位額)		
		37円 × 10/100(定率負担分) =	,		
	230	用者負担額 0単位(告示上の30分未満の単位)			
		<u>0単位( 1)</u> × 1.5(加減算率) = 8単位 + 525単位 = 813単位			
		単位 × 1.25(加減算率) = 10	580単位(告示上の1時間以上1 2.5 <b>103単位(算定単位数</b> ) 時間30分未満の単位) - 230単		
			[率] = 246.0 246単位(算定単位数) 位(告示上の30分未満の単位) =350単位		
	103	3単位 + 246単位 = 349単位			

④ 110円(Aの利用者負担額)+263円(Bの利用者負担額)+497円(Cの利用者負担額)=870円(利用者負担額の合計)

497円(利用者負担額)

464単位 × 10.72(単位数単価) = 4974.08 4974円(算定単位額)

実績記録票の利用者負担額

欄に記載される額

### 5 身体障害者療護施設において通所サービスを利用した場合 (地域区分:特別区)

例

・サービスの種類:身体障害者療護施設(通所による入所者の定員が11人以上20人以下の場合)

・重複障害加算:適用 ・障害程度区分:区分B

### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

	使用するサービスコード		
(A)	1423100	身障療護通所11~20人基本私立	
(B)	1420944	身障療護共通通所加算重複障害	

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五入)

:サービスコードの単位数に加減算率を乗じる

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下<u>切り捨て</u>)

: 算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する 利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

:サービス利用時の利用者負担額を算出する。

(A)の利用者負担額

866単位 × 10.8(単位数単価) = 9352.8円 9352円(算定単位額) 9352円 × 10/100(定率負担分) = 935.2 935円(利用者負担額)

(B)の利用者負担額 重度重複加算は地域区分の適用対象外であるため、10.00を乗じる。

48単位 × 10.00(単位数単価) = 480円(算定単位額) 480円 × 10/100(定率負担分) = 48.0円 <u>48円(利用者負担額)</u>

実績記録票の利用者負担額欄に記載される額

④ 935円(Aの利用者負担額)+48円(Bの利用者負担額)=983円 (利用者負担額の合計)

### 6 知的障害者入所更生施設を利用した場合 (地域区分:特別区)

例

・サービスの種類:知的障害者入所更生施設(入所定員が41人以上60人以下の場合)

・地方公共団体の設置の場合・・強度行動障害者特別支援加算:適用

・自活訓練加算():適用

・障害程度区分:区分B

### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

	使用するサービスコード		
(A)	2312150	知障入所更生41~60人基本公立	
(B)	2310943	知障入所更生共通加算強行	
(C)	2310945	知障入所更生共通加算自活(内)	

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五入)

:サービスコードの単位数に加減算率を乗じる

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

:算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する

利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

サービス利用時の利用者負担額を算出する。

(A)の利用者負担額

692単位 × 0.965(加減算率) = 667.78 668単位(算定単位数)

668単位 × 10.8(単位数単価) = 7214.4円 7214円(算定単位額)

7214円 × 10/100 (定率負担分) = 721.4 721円(利用者負担額)

(B)の利用者負担額 強度行動障害者特別支援加算は地域区分の適用対象外であるため、10.00を乗じる。

565単位 × 10.00(単位数単価) = 5650円(算定単位額)

5650円 × 10/100 (定率負担分) = 565.0円 565円(利用者負担額)

(C)の利用者負担額 自活訓練加算( )は地域区分の適用対象外であるため、10.00を乗じる。

370単位 × 10.00(単位数単価) = 3700円(算定単位額)

3700円 × 10/100 (定率負担分) = 370円(利用者負担額)

実績記録票の利用者負担額欄に記載される額

④ 721円(Aの利用者負担額)+565円(Bの利用者負担額)+370円(Cの利用者負担額)=1656円(利用者負担額の合計)

### 7 **身体障害者肢体更生施設を利用した場合** (地域区分:特別区)

例

・サービスの種類:身体障害者肢体更生入所施設(入所定員が40人以下の場合)

・地方公共団体の設置の場合・常勤医師加算:適用

・重度重複障害者加算:適用 ・障害程度区分:区分A

### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

	使用するサービスコード		
(A)	1311150	身障肢体更生40人以下基本公立	
(B)	1311913	身障肢体更生40人以下加算常勤医	
(C)	1310944	身障肢体更生共通加算重複障害	

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五入) :サービスコードの単位数に加減算率を乗じる 算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て) :算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する 利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て) :サービス利用時の利用者負担額を算出する。

(A)の利用者負担額

965単位 × 0.965(加減算率) = 931.22 931単位(算定単位数) 931単位 × 10.73(単位数単価) = 9989.6円 9989円(算定単位額) 9989円 × 10/100(定率負担分) = 998.9 <u>998円(利用者負担額)</u>

(B)の利用者負担額

58単位 × 10.73(単位数単価) = 622.34円 <u>622円</u>(算定単位額) 622円 × 10/100(定率負担分) = 62.2円 62円(利用者負担額)

(C)の利用者負担額 重度重複障害者加算は地域区分の適用対象外であるため、10.00を乗じる。

99単位 × 10.00(単位数単価) = 990円(算定単位額) 990円 × 10/100(定率負担分) = <u>99円(利用者負担額)</u>

実績記録票の利用者負担額欄に記載される額

④ 998円(Aの利用者負担額)+62円(Bの利用者負担額)+99円(Cの利用者負担額)=1159円(利用者負担額の合計)

### 告示に記載される方法で利用者負担額を算定する場合

参考

### 居宅介護(身体介護6:00~9:00)を利用した場合 (地域区分:特別区)

#### 算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五人)

6時から8時まで(2時間)

662単位(告示単位) 👱 1.25(加減算率) = 827.5 828単位(算定単位数)

8時から9時まで(1時間)

164単位(=82単位×2) × 1.0(加減算率) = 164単位(算定単位数)

#### 算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

(828単位 + 164単位) (算定単位数) × 10.72(単位数単価) = 10634円(算定単位額)

#### 利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

10634円(算定単位額) × 10/100 (定率負担分) = 1063円(利用者負担額)

1063円(利用者負担額)

### 居宅介護(身体介護7:30~8:30)を利用した場合 (地域区分:特別区)

#### 算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五人)

7時30分から8時まで(30分)

230単位(告示単位) × 1.25(加減算率) = 287.5 288単位(算定単位数)

8時から8時30分まで(30分)

170単位(400単位-230単位) × 1.0(加減算率) = 170単位(算定単位数)

#### 算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

(288単位 + 170単位) (算定単位数) × 10.72(単位数単価) = 4909.76 4909円(算定単位額)

#### 利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

4909円(算定単位額) × 10/100 (定率負担分) = 490.9 490円(利用者負担額)

490円(利用者負担額)

### 居宅介護(身体介護20:00~23:00)を利用した場合 (地域区分:特別区)

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五人)

20時から22時まで(2時間)

662単位(告示単位) × 1.25(加減算率) = 827.5 828単位(算定単位数)

22時から23時まで(1時間)

164単位(82単位×2) × 1.5(加減算率) = 246単位(算定単位数)

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

(828単位 + 246単位) (算定単位数) × 10.72(単位数単価) = 11513.28 11513円(算定単位額)

利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

11513円(算定単位額) × 10/100(定率負担分) = 1151.3 1151円(利用者負担額)

1151円(利用者負担額)

### 居宅介護(身体介護21:30~23:00)を利用した場合 (地域区分:特別区)

#### 算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五人)

21時30分から22時まで(30分)

230単位(告示単位) × 1.25(加減算率) = 287.5 288単位(算定単位数)

22時から23時まで(1時間)

350単位(580単位-230単位) × 1.5(加減算率) = 525.0 525単位(算定単位数)

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

(288単位 + 525単位) (算定単位数) × 10.72(単位数単価) = 8715.36 8715円(算定単位額)

利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

8715円(算定単位額) × 10/100 (定率負担分) = 871.5 871円(利用者負担額)

871円(利用者負担額)

平成18年4月から9月までの間における介護給付費等の請求様式等について

# 介護給付費、訓練等給付費、施設訓練等給付費の請求に係る様式について

### 請求書

- 〇 介護給付費・訓練等給付費 請求書
- 施設訓練等支援費·特定入所者食費等給付費 請求書

### 請求明細書

- 〇 介護給付費明細書
- 〇 訓練等給付費明細書
- 施設訓練等支援費·特定入所者食費等給付費明細書

### 省令様式(下記の省令において規定)

- 介護給付費又は訓練等給付費の請求に関する省令(案)
- 支援費の請求に関する省令(案)

### 実績記録票

- 〇 居宅介護サービス提供実績記録票
- 〇 行動援護サービス提供実績記録票
- 〇 外出介護サービス提供実績記録票
- 〇 デイサービス提供実績記録票
- 〇 共同生活援助提供実績記録票
- 〇 短期入所サービス提供実績記録票
- 施設支援(入所)提供実績記録票
- 施設支援(通所)提供実績記録票
- 知的障害者通勤寮支援提供実績記録票

### 利用者負担上限額管理関係

- 〇 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書
- 〇 利用者負担上限額管理結果票
- 〇 利用者負担上限額管理結果票別表
- 〇 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票
- 〇 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票別表
- 〇 グループホーム用利用者負担上限額管理結果連絡票
- 〇 入所施設用利用者負担上限額管理結果連絡票

### 通知様式(下記の通知において規定)

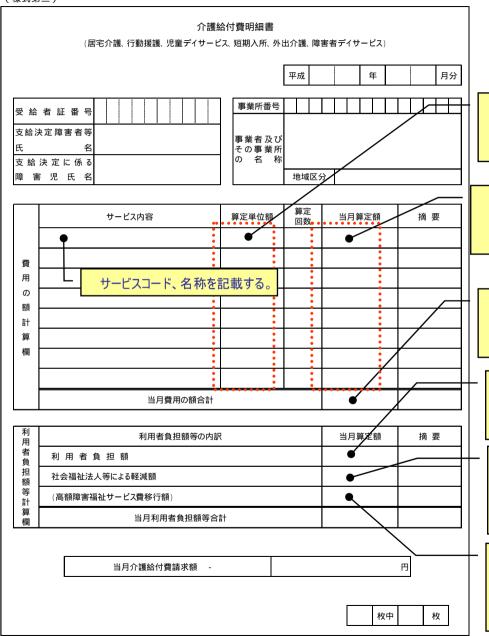
- 介護給付費・訓練等給付費請求書等の記載要領について(案)
- 施設訓練等支援費・特定入所者食費等給付費請求書等の記載要領について(案)

### 通知様式(下記の通知において規定)

〇平成18年4月から9月までの間における利用者負担に係る上額管理事務について(案)

### 介護給付費明細書の記載における留意点

#### (様式第二)



算定単位額 (端数処理は小数点以下切り捨て) 算定単位数に単位単価を乗じて算定単位額を算出する 算定単位額 = 算定単位数 × 単位単価

#### 当月算定額

算定単位額に提供回数(算定回数、算定日数)を乗じて算出する。 当月算定額 = 算定単位額 × 算定回数

#### 報酬額(当月費用の額合計)

サービスコードごとの当月算定額を合算する。 報酬額 = 当月算定額 + 当月算定額 + ・・・

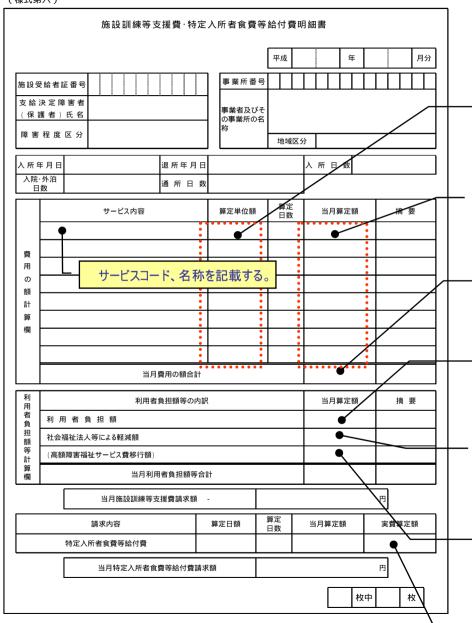
実績記録票又は利用者負担上限額管理結果票(別表)に記載された利用者負担額欄の合計額(高額障害福祉サービス費移行額を除く額)を記載する。

実績記録票、社会福祉法人等負担軽減額調整結果票 (別表)又は利用者負担上限額管理結果票(別表)に記載 された社福法人等軽減額欄の合計額(高額障害福祉サー ビス費移行額を除く額)を記載する。

社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(別表)又は利用者負担上限額管理結果票(別表)において高額障害福祉サービス費移行額が算定された場合は、当該高額障害福祉サービス費移行額の合計額を記載する。

### 施設訓練等支援費明細書の記載における留意点

#### (様式第六)



算定単位額 (端数処理は小数点以下切り捨て) 算定単位数に単位単価を乗じて算定単位額を算出する 算定単位額 = 算定単位数 × 単位単価

#### 当月算定額

算定単位額に提供回数(算定回数、算定日数)を乗じて算出する。 当月算定額 = 算定単位額 × 算定回数

報酬額(当月費用の額合計)

サービスコードごとの当月算定額を合算する。

報酬額 = 当月算定額 + 当月算定額 + •••

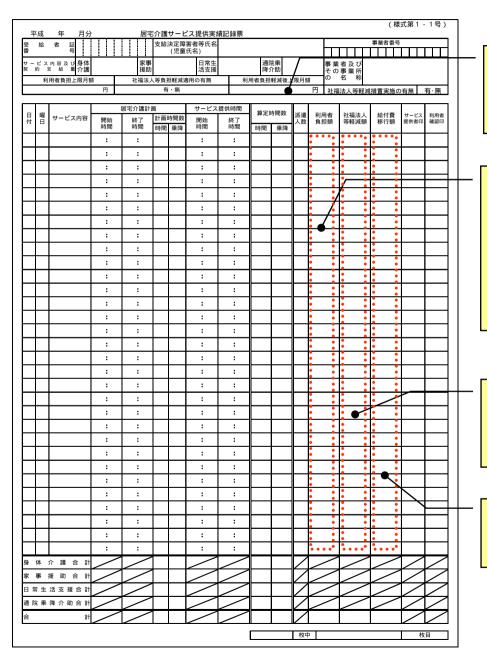
実績記録票又は利用者負担上限額管理結果票(別表)に 記載された利用者負担額欄の合計額(高額障害福祉サービ ス費移行額を除く額)を記載する。

実績記録票、社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(別表)又は利用者負担上限額管理結果票(別表)に記載された社福法人等軽減額欄の合計額(高額障害福祉サービス費移行額を除く額)を記載する。

利用者負担上限額管理結果票(別表)又は社会福祉法 人等負担軽減額調整結果票(別表)において高額障害福祉サービス費移行額が算定された場合は、当該高額障害 福祉サービス費移行額の合計額を記載する。

実績記録票に記載された実費算定額を記載する。

### 実績記録票の記載における留意点



軽減措置実施事業所において、軽減対象者がサービス利用をした際に、当該事業所単位の負担上限月額を記載する。

例: 負担上限月額15,000円の者 → 7,500円 負担上限月額24.600円の者 → 12.300円

#### 利用者負扣額

サービス提供毎の利用者負担額を記載していく。

この欄の記載は、利用者負担額の累計額が、負担上限月額(軽減措置実施事業所における軽減対象者については軽減後の負担上限月額)に到達するまで記載する。

利用者負担額が、負担上限月額に到達後は、本欄には「0円」と 記載し、右欄の「社福法人等軽減額」又は「給付費移行額」欄に 利用者負担相当額を記載していく。

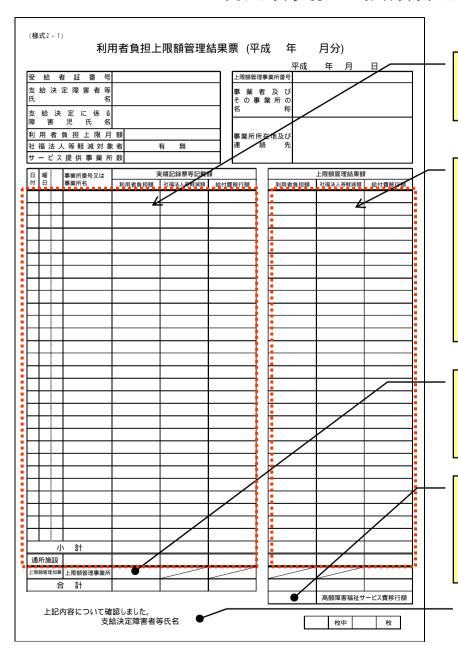
#### 社福法人等軽減額

軽減対象者については、利用者負担額が軽減後の負担上限月額を超過した後、本来(軽減前)の負担上限月額に到達するまでの利用者負担相当額を本欄に記載していく。

#### 給付費移行額

利用者負担額が本来の負担上限月額に到達した後は、利用者負担相当額を本欄に記載していく。

### 利用者負担上限額管理結果票の記載における留意点



各事業所から提出された実績記録票等に記載された事項をサービス提供順(通所施設サービスを除く。)に転記する。

身障法又は知障法に基づく通所施設サービスは下段に別に整理する。

利用者負担上限額の整理結果を記載する。

その際の留意点

実績記録票等の「利用者負担額」欄に記載された額を

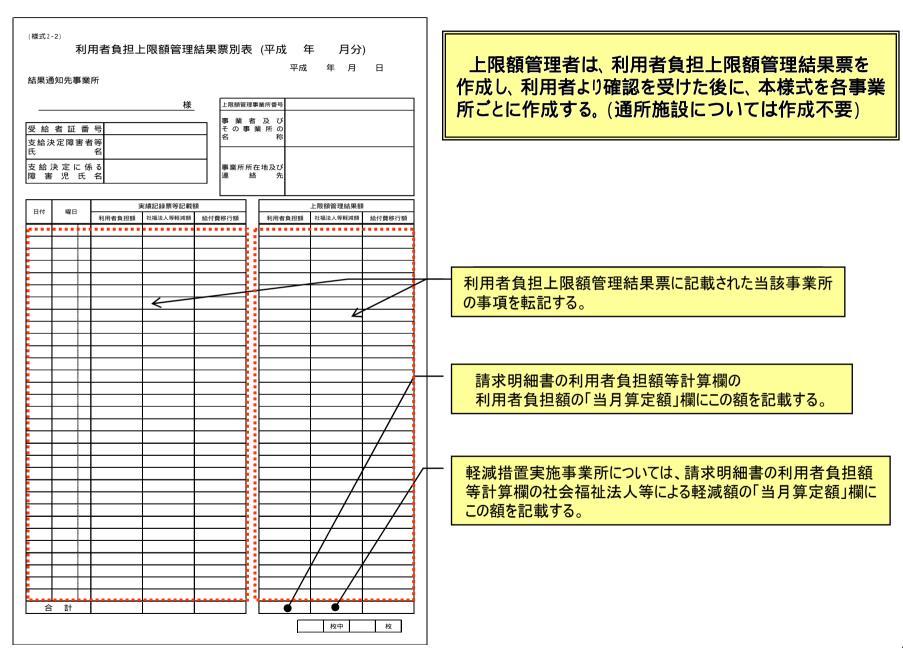
- ① 「上限額管理結果額」欄の「利用者負担額」欄に累計額が負担上限 月額に到達するまで記載する。
- ② 負担上限月額に到達した後は、「上限額管理結果額」欄の「給付費移行額」欄に記載していく。このとき実績記録票等の「給付費移行額」欄に記載があるときは、合算した額を記載する。
  - ※ この様式では、社福法人等軽減額は変更されない。(転記のみ)

本様式を作成する際に、上限額管理加算を計上する。 本欄には、上記加算に係る利用者負担額を記載すること。 なお、記載されても、「上限額管理結果額」欄では、上記処理により、必ず 「給付費移行額」欄に記載される。(利用者には実質負担なし)

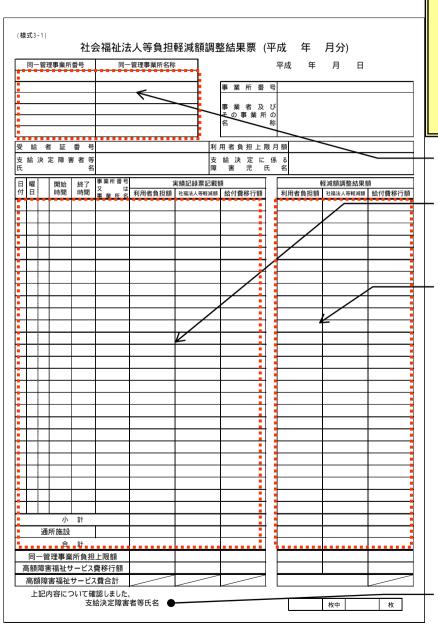
通所施設サービスがある場合は、当票による上限額管理後の指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の小計額と通所施設サービスに係る負担上限月額適用後の利用者負担額を合算した額が当該利用者の負担上限月額(高額障害福祉サービス費算定基準額)を超える額は、高額障害福祉サービス費として市町村に請求することとなる。

上限額管理者は、作成後、対象者より確認をうける。高額障害福祉サービス費移行額がある場合は、当該確認時に受領委任払いについて併せて同意を得ることも考えられる。

### 利用者負担上限額管理結果票別表の記載における留意点



### 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票の記載における留意点



本様式は、軽減措置実施事業所の同一管理事業所内で軽減額調整を実施する際に作成するものである。

この際、同一管理事業所内の各実績記録票の利用者負担額の合計が、当該支給決定障害者等の所得区分に応じて設定される同一管理事業所の軽減後の負担上限月額を超過していないときは、作成は不要である。

軽減額調整を行う同一管理事業所名を記載する。

実績記録票に記載された事項をサービス提供順(通所施設サービスを除く。)に転記する。

身障法又は知障法に基づく通所施設サービスは下段に別に整理する。

軽減後の利用者負担額の調整結果を記載する。

- ■自立支援法の指定障害福祉サービスに係る整理上の留意点 実績記録票記載額欄の「利用者負担額」欄に記載された額を
- ① 軽減額調整結果額欄の「利用者負担額」欄に、累計額が同一管理事業所における軽減後の負担上限月額に到達するまで記載する。
- ② 軽減後の負担上限月額を超過し、本来(軽減前)の負担上限月額に到達するまでは、軽減額調整結果額欄の「社福法人等軽減額」欄に、利用者負担相当額を記載していく。このとき実績記録票の「社福法人等軽減額」欄に記載があるときは、合算した額を記載する。
  - ※ この様式で、社福法人等の負担軽減額を確定させる。
- ③利用者負担額が本来の負担上限月額に到達した後は、軽減額調整結果額欄の 「給付費移行額」欄に利用者負担相当額を記載していく。このとき、実績記録票の 「給付費移行額」欄に記載があるときは、合算した額を記載する。
- ■通所施設サービスがある場合

自立支援法の指定障害福祉サービスと当該サービスに係る軽減後の利用者負担額及び社福法人等軽減額が、各々同一管理事業所が徴収又は軽減すべき上限額を超える場合は、高額障害福祉サービス費移行額として整理する。(詳細は事例による説明を参照)

作成者は、作成後、対象者より確認を受ける。高額障害福祉サービス費移 行額がある場合は、当該確認時に受領委任払いについて併せて同意を得ることも考えられる。

# 平成18年4月から9月までの間における 利用者負担の上限額管理の具体的方法について

# 障害福祉サービス等の利用者負担に係る上限額管理事務について

- 1 利用者負担上限額管理対象者
  - 利用者負担の上限額管理が必要となる者
- ① 在宅のサービス利用者で市町村が認定した者のうち複数のサービス事業所からサービスを利用する者
- ② グループホーム(知的障害者通勤寮を含む。)に入居している者で、他のサービスを利用する者
- ③ 入所施設に入所している者で、一時帰宅中に他のサービスを利用した者
  - ※ 当該上限額管理対象者については、事業者は、原則として、上限額管理者が各事業所別の利用者負担額を整理 して通知した後に、利用者から一月分の利用者負担額を一括して請求することを前提としている。
- 2 利用者負担上限額管理者
  - 利用者負担の上限額管理を行う者
  - ① 上記1の①の者のうち下記に該当しない者については、ホームヘルプ系事業所、デイサービス系事業所、 のうち利用者が上限額管理を依頼した事業所(基準該当事業所を除く)の管理者
    - ※ 上記1の①の者であって、社会福祉法人等による定率負担に係る利用者負担軽減措置対象者で、 現に軽減措置実施事業所からサービスを利用している場合は、当該事業所の管理者(同一管理事 業所がある場合は当該事業所を優先)。
    - ※ 通所施設を利用している者は、当該施設の管理者。
  - ② 上記②の者については、当該グループホームの管理者
  - ③ 上記③の者については、当該入所施設の管理者

詳細は、「平成18年4月から9月までの利用者負担に係る上限額管理事務について」通知案を参照。

# 上限額管理事務(利用者負担上限額管理結果票の作成)の流れ

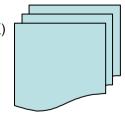
- 1 サービス事業所は、毎月3日までに実績記録票を作成して、上限額管理者に提供する。
- 2 上限額管理者は、提出された各サービス事業所の実績記録票の利用者負担額合計額を合算して、負担上限月額を超過しているか否かの確認を行う。
- 3 超過が確認されたときは、上限額管理事務を行う。上限額管理者は、利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成し、内容の確認を上限額管理対象者に求める。
- 4 上限額管理者は、上限額管理対象者に対して確認を求めた後、<u>毎月6日まで</u>に各事業所単位に利用者負担上限額管理 結果票(様式2-1)及び利用者負担上限額管理結果票別表(様式2-2)を作成し、送付する。
- 5 上限額管理者は、介護給付費等の請求の際には、上限額管理対象者の明細書に、①実績記録票、②利用者負担上限額管理結果票及び③同票別表(自事業所分。通所施設を除く。)を添付する。
- 6 利用者負担上限額管理結果票等を受け取った事業所は、介護給付費等の請求の際には、上限額管理対象者の明細書に、 ①実績記録票及び②利用者負担上限額管理結果票別表を添付する。

### 介護給付費等の請求の際に明細書に添付するもの

#### 上限額管理者



- 2 利用者負担上限額管理結果票
- 3 利用者負担上限額管理結果票別表 (自事業所分。通所施設を除く。)



他のサービス事業所(利用者負担上限額管理結果票等を受け取った事業所)

- 1 実績記録票 (上限額管理の有無に関わらず必須)
- 2 利用者負担上限額管理結果票別表

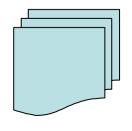
# 負担軽減額の調整事務(社会福祉法人等負担軽減額調整結果票の作成)の流れ

社会福祉法人等軽減制度の同一管理事業所において軽減額の調整を行った後に上限額管理事務を行う場合

- 1 サービス事業所は、毎月3日までに実績記録票を作成して、上限額管理者に提供する。
- 2 同一管理事業所内での軽減額調整を行う者(調整を行う者については、通常上限額管理者と一致)は、同一管理事業所か ら提出された各実績記録票の利用者負担額を合算して、軽減後の負担上限月額を超過しているか否かの確認を行う。
- 3 超過が確認されたときは、負担軽減額の調整を行う。上限額管理者は、社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(様式3 -1)を作成し、内容の確認を上限額管理対象者に求める。
- 4 同一管理事業所内での軽減額調整事務を終えた上限額管理者は、他のサービス事業所から提出された各実績記録票の利 用者負担額を合算して、負担上限月額を超過しているか否かの確認を行う。
- 5 超過が確認されたときは、上限額管理者は、利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成し、内容の確認を上限額 管理対象者に求める。
- 6 上限額管理者は、上限額管理対象者に対して確認を求めた後、毎月6日までに各事業所単位に利用者負担上限額管理 結果票(様式2-1)及び利用者負担上限額管理結果票別表(様式2-2)を作成し、送付する。
- 7 上限額管理者は、介護給付費等の請求の際には、上限額管理対象者の明細書に、①実績記録票、②利用者負担上限 額管理結果票、③同票別表(自事業所分。通所施設を除く。)及び④社会福祉法人等負担軽減額調整結果票を添付する。
- 8 同一管理事業所内の他の事業所及び利用者負担上限額管理結果票等を受け取った事業所は、介護給付費等の請求の 際には、上限額対象者の明細書に、①実績記録票及び②利用者負担上限額管理結果票別表を添付する。

### 介護給付費等の請求の際に明細書に添付するもの

#### 上限額管理者



- 1 実績記録票 (上限額管理に有無関わらず必須)
- 2 利用者負担上限額管理結果票
- 3 利用者負担上限額管理結果票別表 (自事業所分。通所施設を除く。)
- 4 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票

他のサービス事業所 (利用者負担上限額管理結果票等を受け取った事業所)

(同一管理事業所の他の事業所を含む)

- 実績記録票 (上限額管理の有無に関わらず必須)
- 2 利用者負担上限額管理結果票別表



### 負担軽減額の調整事務(社会福祉法人等負担軽減額調整結果票の作成)の流れ

他事業所より提供された実績記録票の利用者負担額を合算して負担上限月額を超過していない場合(他の事業所の利用がないため、上限額管理を行う必要がない場合においても同様)

- 1 サービス事業所は、毎月3日までに実績記録票を作成して、上限額管理者に提供する。
- 2 同一管理事業所内での軽減額調整者は、同一管理事業所から提出された各実績記録票の利用者負担額を合算して、同 一管理事業所内での軽減後の負担上限月額を超過しているか否かの確認を行う。
- 3 超過が確認されたときは、軽減額調整者は、社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(様式3-1)を作成し、内容の確認 を上限額管理対象者に求める。
- 4 軽減額調整事務を終えた同一管理事業所内での上限額管理者は、他事業所より提出された各実績記録票の利用者負担 額合計額を合算して、負担上限月額を超過しているか否かの確認を行う。
- 5 4で負担上限月額を超過していない場合、上限額管理者は、他事業所にその旨を連絡するとともに、同一管理事業所内 の各事業所単位で社会福祉法人等負担軽減額調整結果票別表(様式3-2)を作成し、送付する。
- 6 同一管理事業所内の上限額管理者は、介護給付費等の請求の際には、上限額管理対象者の明細書に、①実績記録票、 ②社会福祉法人等負担軽減額調整結果票及び③同票別表(自事業所分。通所施設を除く。)を添付し、同一管理事業所 内の他の事業所は、明細書に①実績記録票及び②社会福祉法人等負担軽減額調整結果票別表を添付する。

### 介護給付費等の請求の際に明細書に添付するもの

#### 同一管理事業所の上限額管理者

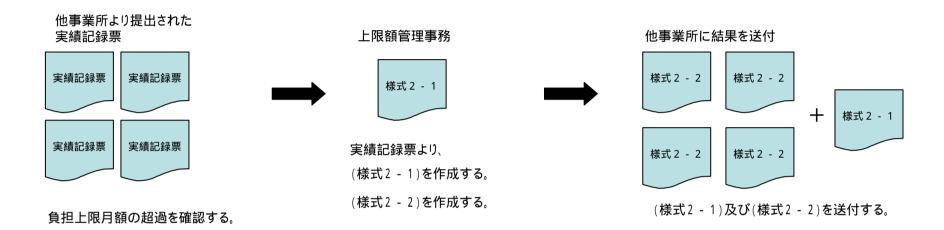
- 1 実 2 社
  - 1 実績記録票 (上限額管理に関わらず必須)
  - 2 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票
  - 3 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票別表 (自事業所分。通所施設を除く。)

#### 同一管理事業所の他の事業所

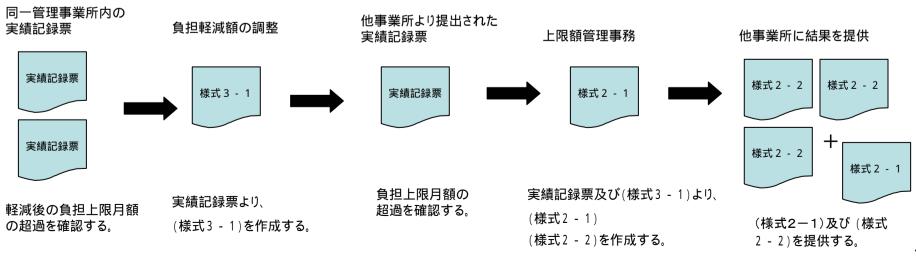
- 1 実績記録票 (上限額管理に関わらず必須)
- 2 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票別表

### 上限額管理事務に係る使用様式について

〇 軽減措置の同一管理事業所でない上限額管理者が上限額管理事務を行う場合



〇 軽減措置の同一管理事業所である上限額管理者が上限額管理事務を行う場合



### 社会福祉法人等軽減措置に係る同一管理事業所がない場合の例

- 〇所得区分: 低所得1 利用者負担上限月額: 15.000円(社会福祉法人等軽減対象者)
- 〇サービス提供事業所数:2事業所(社会福祉法人軽減措置実施事業所1事業所)
- 〇契約状況

A事業所 居宅介護

B事業所 居宅介護【社福軽減実施事業所】

(上限額管理事業所)

A事業所 【居宅介證

Ē	:所 【居宅介護】サービス提供実績記録票(抄) 【上限額15,000円】					
	サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	土福法人等軽減額	給付費移行額	
	1	¥11,000	¥1,10 <b>6</b>			
	5PM	¥11,000	¥1,100		/	_

5PM 11 ¥11.000 ¥1,100 ¥11.000 ¥1.100 13 ¥1.100 18 ¥11 000 20 ¥15 000 ¥1.500 ¥15.000 ¥1.500 23 合計 ¥85.000 ¥8.500

B事業所 【居宅介護】サービス提供実績記録票(抄)

【軽減後の上限額7.500円】

	12(12(1)				ㅗ
サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	
5AM	¥30,000	¥3,000			
9	¥25,500	¥2,550	<b></b>		
12	¥40,000	¥1,950	¥2,050		
16	¥25,000	¥0	¥2,500		
25	¥19,500	¥0	¥1,950	$\checkmark$	
29	¥20,000	¥0	¥1,000	¥1,00	Û
30	¥30,000	¥0	¥0	¥3,00	(
合計	¥190,000	¥7,500	¥7,500	¥4,00	0

① サービス事業所は、サービス提供月の翌月3日までに実績記録票を 上限額管理者へ提供する。

#### 利用者負担額

利用者負担額が(軽減後の)負担上限月額に到達するま で記載する。

#### 社福法人等軽減額

軽減後の負担上限月額に到達した後の利用者負担額を本来の 負担上限月額に到達するまで記載する。

#### 給付費移行額

本来の負担上限月額に到達した後の利用者負担相当額を記載する。

#### ②上限額管理者(B事業所)は、

各事業所から提出された実績記録票の利用者負担額欄の合計が負 担上限月額を超過しているか否かを確認して、超過しているときは、上 限額管理事務を行う。

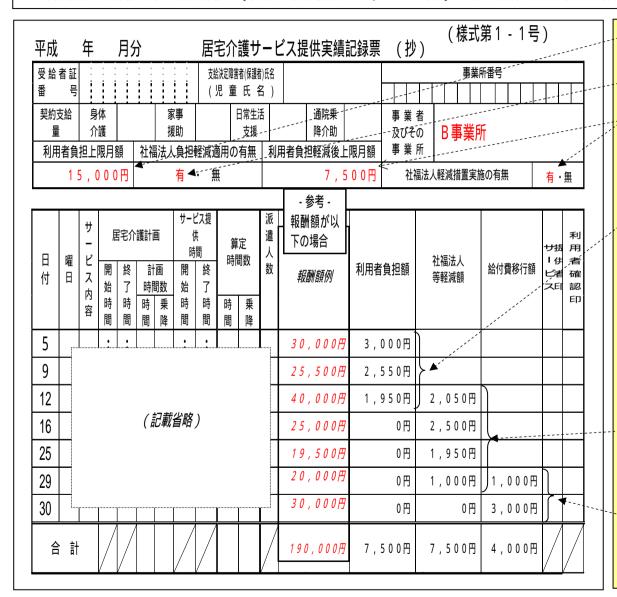
この例の場合、A事業所とB事業所の利用者負担額の合計は16,000 円で、負担上限月額(15.000円)を超過しているため、上限額管理を行 う必要がある。

#### ③上限額管理者(B事業所)は、

上限額管理を行うため、利用者負担上限額管理結果票を作成して、 サービス提供月の翌月6日までにA事業所に管理結果票等を提供する。

### ① サービス事業所は、サービス提供月の翌月3日までに実績記録票を作成し、上限額管理者へ提供する。

利用者の所得区分…低所得1(負担上限月額15,000円) 社会福祉法人等軽減措置実施あり



- 〇受給者証に記載された負担上限月額等を記 入。
- 〇社会福祉法人軽減制度対象者は、有に〇 印を記入。
- ○社会福祉法人等軽減措置を実施している事業所は当該欄の有に○印を記入。併せて、支給決定障害者等が軽減制度対象者の場合は、「利用者負担軽減後上限月額」欄に軽減後の負担上限月額を記入する。
- ○事例の軽減後の負担上限月額は7,500円であるため、サービス提供順に、7,500円に達するまで、利用者負担額を利用者負担額欄に計上する。
- ①9日のサービス提供が終了した時点の利用者負担額の累計額は5.550円。
- ②12日のサービス提供分に係る利用者負担については、7,500円-5,550円=1,950円が利用者負担額欄に計上される。
- ③4,000円(40,000円×10/100)-1,950円(利用 者負担額欄計上金額)=2,050円については、社 福法人等軽減額欄に計上する。
- 〇軽減後の負担上限月額を超え、本来(軽減前)の負担上限月額(15,000円)に到達するまでの間は、利用者負担額を「社福法人等軽減額」欄に記入する。
- 〇本来の負担上限月額15,000円に到達した後の利用者負担相当額については、利用者負担額欄は0円とし、給付費移行額欄に計上する。

資料上、サービス提供実績記録票は項目の一部を省略したものを表示。

### ②上限額管理者は利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成し、上限額管理対象者に確認を求める。

#### A事業所【居宅介護】実績記録票(抄)

#### 【上限額15.000円】

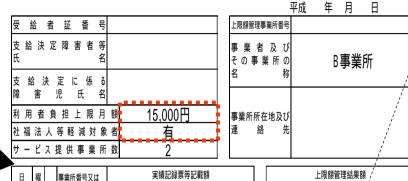
サービス 提供日	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥1,100		
5PM	¥1,100		
11	¥1,100		
13	¥1,100		
18	¥1,100		
20	¥1,500		
23	¥1,500		
合計	¥8,500		

#### B事業所【居宅介護】実績記録票(抄)

#### 【軽減後の上限額7,500円】

サービス 提供日	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
5AM	¥3,000		
9	¥2,550		
12	¥1,950	¥2,050	
16	¥0	¥2,500	
25	¥0	¥1,950	
29	¥0	¥1,000	¥1,000
30	¥0	¥0	¥3,000
合計	¥7,500	¥7,500	¥4,000

#### (機式2-1) 利用者負担上限額管理結果票(平成 年 月分)



日 唯 尹耒川田与入は			尹耒川留写入は	,	CALCON CO NO CONTRACT	IA	1 1		T   N H / T   T   M / N H /	· <i>;</i>	<b>」</b> ∄	
	付付	日		事業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額		利用者負担額	社福法人等軽減額	,給付費移行額,	
	1			А	1,100				1,100	/	/	
	5			В	3,000				3,000	/	/	ľ
	5			Α	1,100				1,100	/	/	1
	9			В	2,550				2,550	/	/	1
	11			Α	1,100				1,100	\L	/	П
	12			В	1,950	2,050			1,950	2,050	ĺ	
	13			Α	1,100				1,100	/	į	1
	16			В	0	2,500			0	2,500	1	
	18			Α	1,100				1,100	/	/	
	20			Α	1,500				1,500	1		
	23			Α	1,500				500		1,000,	4
	25			В	0	1,950			0	1,950		
7	29			В	0	1,000	1,000		0	1,000	1,000	K
	30			В	0	0	3,000		0	J Q	3,000	기
		Į	١)	計	16,000	7,500	4,000		15,000	7,500	5,000	·-ŀ
	通所	施	Ţ.									
	上限額	管理	加算	上限額管理事業所	150	<b>4</b>			,		150	
		ļ	<u> </u>	計	16,150	7,500	4,000		15,000	7,500	5,150	
								高額障害福祉サ	ービス費移行額			

- ①全事業所分をサービス提供日順に整理
- ②事例の負担上限月額は15,000円。 月の当初から利用者負担額が15,000円 に到達するまで、左の実績記録票等記載 額の利用者負担額欄に記載された金額を 計上する。
- ③20日のサービス提供が終了した時点の利用者負担額の累計は14,500円。
- ④23日のサービス提供分に係る利用者負担については、15,000円(負担上限月額)-14,500円=500円のみが利用者負担額となる。
- また、左の実績記録票等記載額の利用者 負担額欄に記載された金額1,500円のうち、 利用者負担額欄に計上されない残額1,000 円(1,500円-500円)は給付費移行額欄 に計上する。
- ,⑤25日以降の利用者負担額については、 ;既に負担上限月額に到達しているため、利 ;用者負担額欄は0円とし、給付費移行額 欄に計上する。(この例では既に移行済み)
- ⑥上限額管理結果額欄の利用者負担額合計欄及び給付費移行額合計欄の合算額は、実績記録票等記載額欄の利用者負担額合計欄及び給付費移行額合計欄の合算額と同額になる。
- -⑦上限額管理者は、利用者負担額を合算した結果、負担上限月額を超過しているため(様式2-1を作成したため)上限額管理加算に係る利用者負担額を計上する。(上限額管理により給付費移行額欄に計上される。)

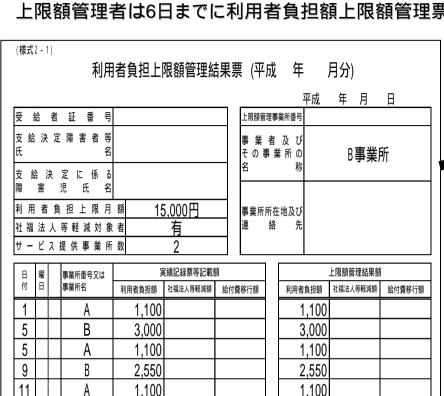
### 上限額管理者は6日までに利用者負担額上限額管理票別表(様式2-2)を作成し、(様式2-1)とともに送付する。

各事業所ごと

に様

式 2

-2を作



2.050

2.500

1.950

1.000

7.500

7.500

1.000

3,000

4.000

4.000

1.950

1.100

1.100

1.500

1.500

16,000

16.150

12

16

18

23

29

計

上限額管理加算 上限額管理事業所

/|\

通所施設

上限額管理結果額						
利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額				
1,100						
3,000						
1,100						
2,550						
1,100						
1,950	2,050					
1,100						
0	2,500					
1,100						
1,500						
500		1,000				
0	1,950					
0	1,000	1,000				
0	0	3,000				
15,000	7,500	5,000				
		150				
15,000	7,500	5,150				
高額障害福祉サービス費移行額						





### (事例1-2) 事例1で利用者が更に通所施設を利用している場合

- 〇所得区分: 低所得1 利用者負担上限月額: 15,000円(社会福祉法人等軽減対象者)
- 〇サービス提供事業所数:3事業所(軽減措置実施事業所2事業所:同一管理事業所ではない)
- 〇契約状況

A事業所 居宅介護

B事業所 居宅介護【軽減措置実施事業所】

C事業所 通所更生【軽減措置実施事業所】

(上限額管理事業所)

① 上限額管理対象者が通所サービスを利用する場合は、原則として 通所施設が上限額管理者となる。

#### C事業所 【通所更生施設】サービス提供実績記録票(抄)

【軽減後の上限額7,500円】

		11	<u> </u>	
サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥7,000	¥700		
3	¥7,000	¥700		
6	¥7,000	¥700		
7	¥7,000	¥700		
8	¥7,000	¥700		
10	¥7,000	¥700		
14	¥7,000	¥700		
15	¥7,000	¥700		
17	¥7,000	¥700		
21	¥7,000	¥700		
22	¥7,000	¥500	¥200	
24	¥7,000	¥0	¥700	
26	¥7,000	¥0	¥700	
27	¥7,000	¥0	¥700	
28	¥7,000	¥0	¥700	
合計	¥105,000	¥7,500	¥3,000	

#### 利用者負扣額, 社福法人等軽減額

指定障害福祉サービスと同様、軽減後の負担上限月額に到達した後の利用 者負担額は社福法人等軽減額に記載する。(本来の負担上限月額に到達す れば、給付費移行額とする。)

- ② 上限額管理者(C事業所)は、自立支援法の指定障害福祉サービスと身障法 又は知障法に基づく通所施設サービスについては、まず別々に上限額管理を行った 後、両者を合算して、負担上限月額を超過していれば更に上限額管理事務を行う。
- ※ 法律が異なるため、両者を合算した際に生ずる負担上限月額を超える額は、本来高額障害福祉サービス費として償還給付を行う額となるが、18年9月までの経過的な法体系によるものであることから、原則として、一体的な上限額管理を行うことにより、高額障害福祉サービス費を現物給付化する取扱いとする(受領委任払い方式の考え方により、利用者に代わって原則として<u>通所施設</u>に支払うものとする。)。

したがって、市町村(通所施設)においては、上限額管理結果票の確認時等に、受領委任払いについて利用者から同意を得ておくことが必要である。

③ 通所施設(=上限額管理者(C事業所))は、 高額障害福祉サービス費が算定された場合は、施設訓練等支援費 とは別に、受領委任払い方式により、市町村に請求するものとする。

#### 上限額管理者は利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成し、高額障害福祉サービス費移行額を算定。

(様式2 - 1) C事業所【通所更生施設】サービス提供実績記録票(抄) サービス提供事業所数 【軽減後の上限額7.500円】 報酬額 利用者負扣額 **补福法人等軽減額** 給付費移行額 (参考) ¥7.000 ¥700 ¥700 ¥7 000 ¥7.000 ¥700 ¥700 ¥7.000 ¥700 ¥7.000 ¥700 ¥7.000 ¥700 ¥7 000 ¥700 ¥7.000 ¥700 ¥7.000 ¥700 ¥7.000 ¥7.000 ¥500 ¥200 ¥7.000 ¥700

通所施設については、合計額 のみの転記で可。

¥7.500

¥7.000

¥7 000

¥7.000

¥105.000

¥700

¥700

¥700

¥3.000

提供日

8

10

14

15

21

22

24

26

27

솲

利用者負担上限額管理結果票 (平成 年 月分)

受給者証番号 支 給 決 定 曈 害 者 等 支給決定に係る **喧害児氏名** 15.000円 利用者負担上限月額 有 3 社福法人等軽減対象者

年 月 ト限額管理事業所番号 事業者及び その事業所の (事業所 事業所所在地及び 連 絡

										,	
日付	曜		事業所番号又は	実績記録票等記載額			上限額管理結果額 ,				
付	日		事業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額		利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	ľ
1			Α	1,100				1,100		1/	
5			В	3,000				3,000			
5			Α	1,100				1,100			
9			В	2,550				2,550		·,	
11			А	1,100				1,100		/	ļ
12	)		В	1,950	2,050			1,950	2,050		ļ -
13	}		Α	1,100				1,100	Í	1	
16			В	0	2,500			, , , 0	2,500		
18	}		Α	1,100			,	<b>1,100</b>	)  -  -	17.	
20	)		Α	1,500		/	Ż	1,500		1	
23	33		Α	1,500				500	·	1,000	
25	)		В	0	1,950			, , , , ,	1,950		
29	)		В	0	1,000	1,000	, , ,	0	1,000	1,000	
30	)		В	0	,/`0	3,000	4	0	<b>→</b> ,  • • 0	3,000	Ļ
	小計		16,000	<b>∡</b> 7,500	4,000	3	15,000	7,500	5,000	F	
通	所施	設	С	7,500	3,000	0	ŧ	7,500	3,000	0	Ė
上限	額管理	加算	上限額管理事業所	150						150	ſ
		合	計	23,650	10,500	4,000		22,500	10,500	5,150	
						7,500	高額障害福祉サ	ービス費移行額			

- ① まず、自立支援法の指定障害福祉サービス 事業所(A事業所及びB事業所)分をサービス 提供日順に整理し、上限額を整理する。
- ② 小計欄に自立支援法の指定障害福祉サー ビス事業所分の合計額を記載する。
- → 様式2-1により作成する様式2-2中の上 限額管理結果額欄の「利用者負担額」 欄の小計額が、介護給付費請求明細書の 利用者負担額等計算欄の「利用者負担額」 の「当月算定額」欄に、また、同じく「社福法 人等軽減額 | 欄の小計額が、介護給付費明 細書の利用者負担額等計算欄の「社会福 祉法人等による軽減額」の「当月算定額」欄 に転記する額となる。
- ③ 通所施設の実績記録票等記載額欄に、C 事業所のサービス提供実績記録票から「利用 者負担額」、「社福法人等軽減額」及び「給 付費移行額」の各々の合計額を記載する。
- ④ 通所施設の上限額管理結果額欄は、左欄 の実績記録票等記載額の各欄の額をそのまま 記載する。
- ⑤ 通所施設Cの上限額管理加算は、指定障 害福祉サービスに係る上限額管理事務と、通所 施設との間の上限額管理事務のいずれか一方 が行われた場合に算定。

通所施設Cに係る請求明細書利用者負担額 等計算欄へ記載する額について

- ○利用者負扣額
- 上限額管理結果額欄の利用者負担額合計額 から高額障害福祉サービス費移行額を控除した 額(この例では0円(7.500円-7.500円))。
- 〇社会福祉法人等負担軽減額 上限額管理結果額欄の社会福祉法人等軽減 額の合計額(この例では3,000円)。
- ○高額障害福祉サービス費移行額
- A、B事業所及び通所施設Cに係る利用者負 **坦額合計額から利用者負担上限月額を控除** した額(これ例では7.500円(22.500-15.000 円))。 →通所施設は、当該高額障害福祉 サービス費移行額を市町村に受領委任払で請

## (事例1-3) 事例1-2で利用者がグループホームに入居している場合

# D事業所 【グループホーム】サービス提供実績記録票(抄) 上限額管理者 【個別減免により ト限額8 000円】

サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥2,000	¥200		
~	~	~	~	~
30	¥2,000	¥200		

グループホームは最初の欄に合計 額のみを転記。

## C事業所 【通所更生施設】サービス提供実績記録票(抄)

【個別減免後の上限額8,000円】

サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥7,000	¥700		
3	¥7,000	¥700		
6	¥7,000	¥700		
7	¥7,000	¥700		
8	¥7,000	¥700		
10	¥7,000	¥700		
14	¥7,000	¥700		
15	¥7,000	¥700		
17	¥7,000	¥700		
21	¥7,000	¥700		
22	¥7,000	¥700		
24	¥7,000	¥300		¥400
26	¥7,000	¥0		¥700
27	¥7,000	¥0		¥700
28	¥7,000	¥0		¥700
合計	¥105,000	¥8,000		¥2,500

通所施設については、合計額 のみの転記で可。 (様式2 - 1)

利用者負担上限額管理結果票 (平成 年 月分)

 平成 年 月 日

 受給者証番号

 支給決定障害者等氏

 支給決定に係る障害児氏名

 利用者負担上限月額

 8,000円

 社福法人等軽減対象者

 サービス提供事業所数

 4

		╛	,								
日	曜		事業所番号又は	)	續記録票等記載額	額			上限額管理結果額	/	
付	日		業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額		利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額,	
			<b>v</b> D	6,000				6,000		1	
1			Α	1,100				1,100		7	
5			В	3,000				900	Ź	2,100	
5			Α	1,100				0		/1,100	
9			В	2,550				0		2,550	
11			Α	1,100				0	1	1,100	
12			В	2,450		1,550		,·Ó	į	4,000	
13			Α	1,100				<i>/</i> 0	/	1,100	
16			В	0		2,500		/ 0	ر را	<b>2,500</b>	
18			Α	1,100			1	0	أأمرر	1,100	
20			Α	1,500		/		.0	/ /	/ 1,500	
23			Α	1,000		500		0	I = I	1,500	
25			В	0		1,950	/	· · 0	$= f \cdot f$	1,950	
29			В	0	/	2,000		0	f/f	2,000	
30			В	0		3,000		0	<b>*</b> /	3,000	
	/	١	計	22,000	,	11.500	li	8,000	/	25.500	
通所	施設	л Х	С	8,000	po e e e	2,500		8,000		2,500	
上限額	管理加	算	上限額管理事業所				'				
	<u> </u>	\ 	計	30,000	_	14,000		16,000		28,000	
							ł	8,000	高額障害福祉サ	ービス費移行額	

- ① まず、自立支援法の指定障害福祉サービス 事業所分について、グループホーム(D事業所) を最初に記載した後、その他の事業所(A事業 所及びB事業所)分をサービス提供日順に整 理し、上限額を整理する。
- ② 小計欄に自立支援法の指定障害福祉サービス事業所分の合計額を記載する。
- → 様式2-1により作成する様式2-2中の上限額管理結果額欄の「利用者負担額」欄の小計額が、介護給付費請求明細書の利用者負担額等計算欄の「利用者負担額」の「当月算定額」欄に転記する額となる。
- ③ 通所施設の実績記録票等記載額欄に、C 事業所のサービス提供実績記録票から「利用 者負担額」及び「給付費移行額」の各々の合 計額を記載する。
- ④ 通所施設の上限額管理結果額欄は、左欄の実績記録票等記載額の各欄の額をそのまま記載する。
- ⑤ グループホームについては上限額管理加算 は算定されない。

通所施設Cに係る請求明細書利用者負担額等計算欄へ記載する額について

- 〇利用者負担額
- 上限額管理結果額欄の利用者負担額合計額 から高額障害福祉サービス費移行額を控除した 額(この例では0円(8,000円-8,000円))。
- 〇社会福祉法人等負担軽減額
- 上限額管理結果額欄の社会福祉法人等軽減額の合計額(この例では該当額なし)。
- 〇高額障害福祉サービス費移行額
- A、B事業所及び通所施設Cに係る利用者負担額合計額から利用者負担上限月額を控除した額(これ例では8,000円(16,000円-8,000円))。 →通所施設は、当該高額障害福祉サービス費移行額を市町村に受領委任払で請求。

## 事例2 社会福祉法人等軽減措置に係る同一管理事業所がある場合の例

〇所得区分: 低所得2 利用者負担上限月額: 24.600円

〇サービス提供事業所数:5事業所(社会福祉法人軽減措置実施事業所4事業所)

〇契約状況

A事業所 障害者デイサービス【社福】

B事業所 居宅介護【社福】(上限額管理事業所)

C事業所 居宅介護

D事業所 居宅介護【社福】

E事業所 外出介護【社福】

### サービス事業所は、実績記録票を作成する。(5事業所の実績記録票は下記のとおりとする。)

#### A事業所 【デイサービス】

【軽減後の上限額7500円】

社会福祉法人 軽減措置実施

サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥6,000	¥600		
5AM	¥6,000	¥600		
11	¥6,000	¥600		
20	¥6,000	¥600		
23	¥6,000	¥600		
合計	¥30,000	¥3,000		

#### B事業所 【居宅介護】

社会福祉法人 軽減措置実施 理

事

業

所

【軽減終の上限額12200円】

【牡/八人	リエ  収徴  230			
サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
5PM	¥30,000	¥3,000		
9	¥25,500	¥2,550		
12	¥40,000	¥4,000		
16	¥25,000	¥2,500		
25AM	¥19,500	¥250	¥1,700	
29	¥20,000	¥0	¥2,000	
合計	¥160,000	¥12,300	¥3,700	

#### C事業所 【居宅介護】(社会福祉法人軽減措置実施なし)

#### 【上限額24600円】

サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
4	¥9,500	¥950		
6	¥5,000	¥500		
13AM	¥8,500	¥850		
19	¥15,000	¥1,500		
21	¥12,000	¥1,200		
合計	¥50,000	¥5,000	¥0	¥(

#### D事業所【居宅介護】

【軽減後の上限額12300円】

軽減措置実施 社福法人等軽減額 給付費移行額

社会福祉法人

提供日 (参考) ¥3.000 2 ¥30.000 ¥20 000 ¥2.000 10 13PM ¥10.000 ¥1.000 ¥10.000 ¥1.000 17 ¥20.000 ¥2.000 24 合計 ¥90.000 ¥9.000 ¥0

利用者負担額

### E事業所【外出介護】

「赵斌悠の L 阳短10200円】

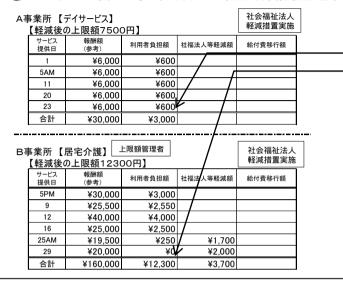
社会福祉法人 軽減措置実施

【牲减货				
サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
3	¥7,000	¥700		
7	¥20,000	¥2,000		
15	¥15,000	¥1,500		
18	¥10,000	¥1,000		
25PM	¥8,000	¥800		
合計	¥60,000	¥6,000	¥0	¥0

※あくまで、事務処理の仕組みを説明する都合上設定した利用例である。

管 理 事 業 所

### ②-1 同一管理事業所内で軽減額調整を行うため、社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(様式3-1)を作成する。



(機式3-1) 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票 (平成 年 月分)

11 五 11	他本人守兵的	24年/19、合共前9至	<b>ビ加木示 (</b>	Τ.	лх <del>+</del>	13D)	
同一管理事業所番号	同一管理事業所名称				平成 年	月 日	
	A事業所						
	B事業所		事業所番	号			
			事業者及 その事業所				
			名	称			
受給者証番号			利用者負担上	限月	割額		
支給決定障害者等氏			支給決定に 障害児	E 係 氏	る 名		
日曜 端ヶ牙		実績記録票記載額	Ą		朝	減額調整結果額	Ą
付 日 陽 陽 事業所		社福法人等軽減額	給付費移行額		利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
		1					

日	曜	開始	終了	事業所番号	実	<b>[績記録票記載</b> ]	額	輕	減	額調整結果額	Ą	
付	Ē	時間	時間	又は 事業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社社	富法人等軽減額	給付	費移行額
1				Α	600	0	0	600		0		0
5				Α	600	0	0	600		0		0
5				В	3,000	0	0	3,000		0		0
9				В	2,550	0	0	2,550		<b>&gt;</b> 0		0
11				Α	600	0	0	600		0		0
12				В	4,000	0	0	4,000		0		0
16				В	2,500	0	0	950	P	1,550	1	0
20				Α	600	0	0	0	ſ	<b>_</b> 600		<b>~</b> 0
23				Α	600	0	0	0		600		0
25				В	250	1,700	0	0		1,950		0
29				В	0	2,000	0	0	J	2,000	Z	$\overline{}$
	合	計			15,300	3,700	0	12,300	Z	6,700	K	0
											, ,	<b>\</b>

合算した利用者負担額が軽減後の負担上限月額を超過しているため、軽減額調整を行う。

この場合、3,000円+12,300円=15,300円のため、負担上限月額12,300円を超過している。

#### A、B事業所が同一管理事業所に該当する例

- 軽減後の負担上限月額はA事業所(デイサービス)7,500円、B事業所(居宅介護)は 12.300円となる。
- 〇 同一管理事業所内の負担上限月額は12,300円であるため、A, B事業所での利用 者負担額を合算した額が12,300円となるように、軽減額の調整を行う。
- ○16日のサービス提供の段階で利用者負担額は軽減後の負担上限額12,300円に到達するため、16日分より実績記録票では利用者負担額欄に記載された額が社福法人等軽減額に移行する。
- 〇20日以降については、軽減後の負担上限月額に到達済みのため、利用者負担額欄の 記載は0円となり、以後、社福法人等軽減額欄に記載していく。
- 〇実績記録票等記載額欄の利用者負担額及び社福法人等軽減額の合計額と、軽減 額調整結果額欄の利用者負担額及び社福法人等軽減額の合計額とは同額となる。

#### 注意

上記A・B事業所の報酬額が右の場合 (※この場合様式3-1の作成は不要)

同一管理事業所	報酬額
A事業所(デイサービス)	100,000円
B事業所(居宅介護)	40,000円

誤)A事業所とB事業所で一本の軽減後の負担上限月額を適用: 12,300円

正)A事業所に係る軽減後の負担上限月額を適用:7,500円 -

負担が低い

B事業所に係る利用者負担額:

軽減額調整の結果、同一管理事業所内での軽減後の負担上限月額以下になる。

社会福祉法人等軽減額が12,300円を超える場合、超えた額を給付費移行額に記載する。

### ②-2 同一管理事業所内で軽減額調整を行うため、社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(様式3-1)を作成する。

業所 【月 【軽減後の	社会福祉法人 軽減措置実施			
サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
2	¥30,000	¥3,000		
10	¥20,000	¥2,000		
13PM	¥10,000	¥1,000		
17	¥10,000	¥1,000		
24	¥20,000	¥2,000		
合計	¥90,000	¥9,000		
	サービス 提供日 2 10 13PM 17 24	サービス 提供日 (参考) 2 ¥30,000 10 ¥20,000 13PM ¥10,000 17 ¥10,000 24 ¥20,000	提供日 (参考) 利用有負担額 2 ¥30,000 ¥3,000 10 ¥20,000 ¥2,000 13PM ¥10,000 ¥1,000 17 ¥10,000 ¥1,000 24 ¥20,000 ¥2,000	サービス 提供日 (参考) 利用者負担額 社福法人等軽減額 2 ¥30,000 ¥3,000 10 ¥20,000 ¥2,000 13PM ¥10,000 ¥1,000 17 ¥10,000 ¥1,000 24 ¥20,000 ¥2,000

当該同一管理事業所(D·E事業所)の場合、上限額管理者ではないが、同一管理事業所内での利用者負担額が軽減後の負担上限月額を超過しているため、軽減額の調整を行う。調整後、様式3 - 1を上限額管理者へ3日までに送付する。

社会福祉法人 E事業所【外出介護】 軽減措置実施 【軽減後の上限額12300円】 利用者負担額 社福法人等軽減 給付費移行額 ¥7.000 ¥700 3 ¥20.000 ¥2.000 15 ¥15 000 ¥1 500 18 ¥10.000 ¥1.000 25PM ¥8.000 ¥800

¥6.000

合算した利用者負担額が負担上限月額を超過しているため、軽減額調整を行う。

この場合, 9,000円+6,000円=15,000円のため、 負担上限月額12,300円を超過している。

樣式3-1	)	

¥60.000

合計

슴 計

15.000

社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(平成 年 月分)

Ī	司一	管理	事	<b>美所</b>		管理事業所名称 D事業所					平成	年		月	日	
						E事業所		事	業所	番号						
									業 者 沪 の事業							
受	給	耆	í	I	番 号			利用	者	負	担上	限月	額			
支糸氏	支給決定障害者等 支給 決定 に係る															
日	曜		開始	終了	事業所番号	9	<b> </b>   横記録票記載	額 軽減額調整結果額						Į.		
	Ē		時間	時間	又は 事業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付責	移行額	į	利用者:	負担額	社	晶法人等軽	減額	給付費移行額
2					D	3,000					3	3,000				
3					Е	700						700				
7					Е	2,000					2	2,000				
10					D	2,000					2	2,000		<b>-</b>		·
13					D	1,000					1	,000				
15					Е	1,500						,500				
17					D	1,000						1000				
18					Е	1000						1000				
24					D	2,000						100	7	1,9	00	1
25					Е	800						0		8	00	7

2,700

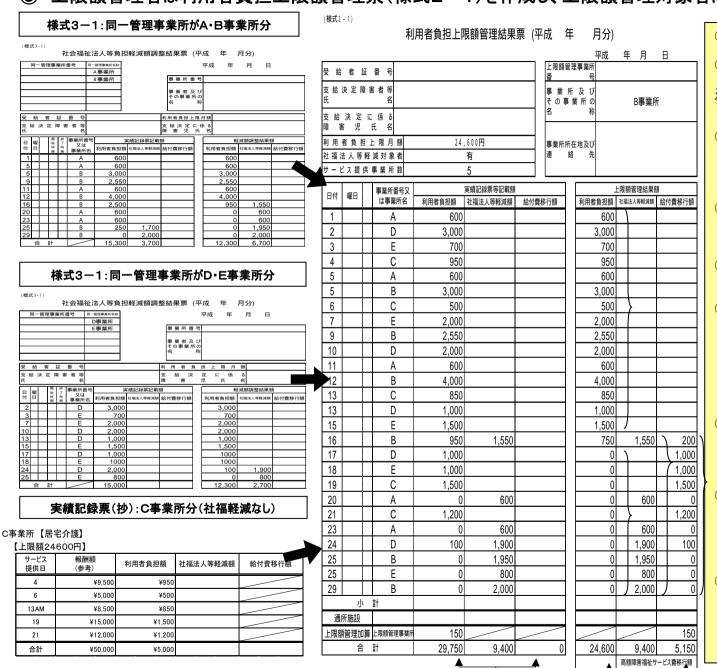
12,300

#### D、E事業所が同一管理事業所に該当する例

- 〇軽減後の負担上限月額は外出介護、居宅介護各々12,300円となるが、同一管理事業所内の 負担上限月額は合算して12,300円となる。
- 〇24日のサービス提供の段階で利用者負担額は軽減後の負担上限月額12,300円に到達するため、24日分から実績記録票では利用者負担額欄に記載された額が社福祉法人等軽減額に移行する。
- ○25日については、軽減後の負担上限月額に到達済みのため、利用者負担額欄の記載は0円と なり、社福法人等軽減額欄に記載する。
- 〇実績記録票記載額欄の利用者負担額及び社福法人等軽減額の合計額と、軽減額調整結果額欄の利用者負担額及び社福法人等軽減額の合計額とは同額となる。

社会福祉法人等軽減額が12,300円を超える場合、超えた額を給付費移行額に記載する。

### ③ 上限額管理者は利用者負担上限額管理票(様式2-1)を作成し、上限額管理対象者に確認を求める。



- ①全事業所分をサービス提供日順に整理
- ②社会福祉法人軽減額について、先に調整した 軽減額を該当欄に記入。
- ※社会福祉法人軽減額は確定しており、以下の 処理に際して変更は生じない。
- ③事例においては、サービス提供事業所が複数 (同一管理事業所が複数)となるため、利用者 負担上限月額は本来の(社会福祉法人軽減 措置をしない)上限額である24.600円となる。
- ④月の当初から、24,600円に達するまで、利用者 負担額欄に実績記録票等記載額欄の利用者 負担額を計上する。
- ⑤15日のサービス提供が終了した時点の利用者 負担額の累計は23.850円。
- ⑥16日のサービス提供分に係る利用者負担については、24,600円(上限額) -23,850円=750円のみが利用者負担額となる。また、左の実績記録票等記載額の利用者負担額欄に記載された金額のうち、利用者負担額欄に計上されない残額200円(950円-750円)は給付費移行額に計上する。
- ⑦17日以降の利用者負担額については、上限額24,600円に到達していることから、給付費移行額欄に計上し、利用者負担額欄は0円とする。
- ⑧上限額管理結果額欄の利用者負担額合計欄と給付費移行額合計欄を合計した金額は、実績記録票等記載額欄の利用者負担額合計欄と給付費移行額合計欄を合計した金額と同額となる。
- ⑨上限額管理者は、利用者負担額を合算した 結果、負担上限月額を超過しているため(様式 2-1を作成したため)上限額管理加算に係る 利用者負担額を計上する。(上限額管理によ り給付費移行額欄に計上される。)

### ④ 上限額管理者は6日までに利用者負担上限額管理票別表(様式2-2)を作成し、(様式2-1)とともに各事業所に送付する。

(様式2 - 1)

#### 利用者負担上限額管理結果票 (平成 年 月分)

受給者証番号	
支給決定障害者等	
支給決定に係る 児童氏名	
利用者負担上限月額	24,600円
支給決定障害者等名	
サ - ピス提供事業所数	5

	平成	年	月	日
上限額管理事業所番				
事業所及でその事業所の名	D	E	3事業所	i
事業所所在地及で 連絡 5				

п.н	122 [	事業所番号又		実績記録票等記載額	上限額管理結果額					
日付	曜日	は事業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者	負担額	社福法人等軽減額	給付費	
1		Α	600				600			
2		D	3,000			3	,000			
3		Е	700				700			
4		С	950				950			
5		Α	600				600			
5		В	3,000			3	,000			
6		С	500				500			
7		Е	2,000			2	,000			
9		В	2,550			2	,550			
10		D	2,000			2	,000			
11		Α	600				600			
12		В	4,000			4	,000			
13		С	850				850			
13		D	1,000			1	,000			
15		Е	1,500			1	,500			
16		В	950	1,550			750	1,550		
17		D	1,000				0			
18		Е	1,000				0			
19		С	1,500				0			
20		Α	0	600			0	600		
21		С	1,200				0			
23		Α	0	600			0	600		
24		D	100	1,900			0	1,900		
25		В	0	1,950			0	1,950		
25		Е	0	800			0	800		
29		В	0	2,000			0	2,000		
	Ŋ١	計	29,600	9,400		24	,600	9,400	,	
通	所施設									
上限額	管理加算	上限額管理事業所	150				_			
	合	計	29,750	9,400		24	,600	9,400	,	
					,			高額障害福祉サ	ービス費	

### (様式2-2抄)

#### A事業所

		実績記録票	等記載額	上限額管理結果額								
H	付	利用者負担額	社福法人等 軽減額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移						
	1	600		600								
5/	١M	600		600								
	11	600		600								
_ ;	20	0	600	0	600							
	23	0	600	0	600							
	計	1,800	1,200	1,800	1,200							
		•		•	•							

#### (様式2-2抄) R<sub>車業所</sub>

<u> </u>	尹未川	_
	実績記録票	票等記載額
日付	利用者負担額	社福法人等 軽減額
5PM	3,000	
9	2,550	
12	4,000	
16	950	1,550
25AM	0	1,950
29	0	2,000
上限额管理加算	150	
計	10,650	5,500

上限額管理結果額												
利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額										
3,000												
2,550												
4,000												
750	1,550	200										
0	1,950	0										
0	2,000	0										
		150										
10,300	5,500	350										

#### (様式2-2抄)

#### C事業所

	実績記録票等	等記載額		上限額管理結果額								
付	利用者負担額	給付費 移行額		利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行						
4	950			950								
6	500			500								
٩M	850			850								
19	1,500			0		1,50						
21	1,200			0		1,20						
計	5,000			2,300		2,70						
	АМ 19 21	付     利用者負担額       4     950       6     500       AM     850       19     1,500       21     1,200	利用者負担額     移行額       4     950       6     500       AM     850       19     1,500       21     1,200	付     利用者負担額     給付費 移行額       4     950       6     500       AM     850       19     1,500       21     1,200	付     利用者負担額     給付費 移行額       4     950       6     500       AM     850       19     1,500       21     1,200	付 利用者負担額     給付費 移行額       4     950       6     500       AM     850       19     1,500       21     1,200       利用者負担額     社福法人等軽減額       950     500       850     0       0     0       21     1,200						

#### 実績記録票等記載欄については、

〇様式3-1を作成した場合(社会福祉法人等軽減措置実施事業所の同一管理事業所間で軽減額調整を行った場合)は、様式3-1で調整した額を記載する。(A, B, D, E事業所)

○上記以外の事業所については、サービス提供実績記録票で記載した金額を記載する。(C事業所)

#### (様式2-2抄)

### D事業所

	実績記録票	票等記載額	上限額管理結果額							
日付	利用者負担額	社福法人等 軽減額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額					
2	3,000		3,000							
10	2,000		2,000							
13PM	1,000		1,000							
17	1,000		0		1,000					
24	100	1,900	0	1,900	100					
計	7,100	1,900	6,000	1,900	1,100					

#### (様式2-2抄)

#### E 事業所

	実績記録票	等記載額	上限額管理結果額							
日付	利用者負担額	社福法人等 軽減額	利用者負担	額	社福法人等軽減額	給付費移行額				
3	700		7(	00						
7	2,000		2,00	00						
15	1,500		1,50	00						
18	1,000			0		1,000				
25PM	0	800		0	800	0				
計	5,200	800	4,20	00	800	1,000				

### (事例2-2) 同一管理事業所内に居宅介護と通所施設がある場合の軽減額調整事務(低所得1の例)

A事業所【诵所更生】 軽減措置実施 【軽減後の上限額7,500円】 サービス 利用者負担額 **社** 計編法人等軽減額 給付費等移行額 1 ¥7.000 ¥700 ¥7.000 ¥700 2 3 ¥7.000 ¥700 ~ ¥7 000 30 ¥154 000 ¥7 500 ¥7 500 合計 ¥400 社会福祉法人 B事業所 【居宅介護】 軽減措置実施 【軽減後の上限額7.500円】 利用者負担額 社偏法人等軽減額 給付費等移行額 6 ¥20.000 ¥2.000 ¥2.000 ¥20.000 ¥20.000 ¥2 000 13 ¥1 500 ¥500 14 ¥20.000 20 ¥20.000 ¥2 000 ¥20.000 ¥2.000 21

(様式3-1)

合計

同一管理事業所番号

¥120,000

同一管理事業所名称

A事業所

社会福祉法人等負担軽減額調整結果票 (平成 年 月分)

¥4,500

平成 年 月 日

¥7,500

						B事業所		事業所番	문				7
						プチボバ		尹朱川田	. "				┧ ̄
								事業者及					
								その事業月名	fの 称				
									13				
受	給	者	í	証	番 号			利用者負担上	限月	割額			1
支 <i>結</i> 氏	合 ;	決力	Ēβ	章	者 等 名			支給決定障害児		る 名			
В	曜		開始	終了	事業所番号	, j	<b>E績記録票記載</b>	額		轁	減額調整結果額	頂	Ī
日付	B		時間	時間	又は 事業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額		利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	Ą
6					В	2,000				2,000			
7					В	2,000				2,000			] /
13					В	2,000				2,000			]/
14					В	1,500	500			1,500	500		╜
20					В	0	2000			0	2,000		1
21					В	0	2000			0	2,000	L L .	Д
					小計	7,500	4500			7,500	4,500	/ V	1
					Α	7,500	7500	400		7,500		400	
					合計					15,000	12,000	400	)
同-	一管	理事	業所	折負技	坦上限額					7,500	7,500		
高額	害律	福祉 :	t-t	ス費	移行額( - )					7,500		V	_
高額	障	害福	祉	サー	ビス費合計						12,000		
	Ŀ	:記	内容	:12:	ついて確認	しまし							

合算した利用者負担額が軽減後の負担上限月額を超過しているため、軽減額調整を行う。

この場合

7,500円+7,500円

= 15,000円のため、 負担上限月額7,500円を超過している。

- ■自立支援法の指定障害福祉サービスと身障法・知障法の通所施設サービスとの同一管 理事業所における事務処理
- 各事業所の軽減後の負担上限月額は、A事業所(通所更生)7,500円、B事業所 (居宅介護)は7,500円となる。
- 〇 同一管理事業所内の軽減後の負担上限月額は7,500円、本来の負担上限月額は15,000円であるため、A, B事業所での利用者負担額、社福法人等軽減額が各々7,500円となるように、軽減額の調整を行う。
- 〇 具体的には、通所施設分を高額障害福祉サービス費に移行させることで調整することとし、同一管理事業所内での「利用者負担額」及び「社福法人等軽減額」の合計額から同一管理事業所における「利用者負担額」及び「社福法人等軽減額」の上限額(各々7,500円)を控除した額を高額障害福祉サービス費移行額に整理する。

法律が異なるため、同一管理事業所内であっても、軽減額調整による軽減額は、給付費(介護給付費・訓練等給付費又は施設訓練等支援費)には移行させない。

通所施設は、高額障害福祉サービス費として、市町村に請求する(受領委任払い)。

軽減額調整額欄のAの社会福祉法人等負担 軽減額合計ー高額障害福祉サービス費移行額 (7,500円ー4,500円)

事請求明細書の利用者負担額等計算欄への記載額業者利用者負担額社福法人等軽減額高額障害福祉サービス費移行額A03,00012,000水B7,5004,5000

軽減額調整額欄のBに係る利用者負担額、社会福祉法人 等負担軽減額の合計を記入 軽減額調整額欄のAの利用者負担額合計ー高額障害福祉サービス費移行額(7.500円-7.500円)

### (事例2-3) 同一管理事業所内に居宅介護と通所施設がある場合の軽減額調整事務(低所得2の例)



合算した利用者負担額が軽減後の負担上限月額を超過しているため、軽減額調整を行う。

この場合

7,500円+12,000円 = 19,500円のため、負担上限月額12,300円を超過している。

社会福祉法人 B事業所 【居宅介護】 軽減制度実施 【上限額12300円】 利用者負担額 社福法人等軽減額 給付費等移行額 ¥2.000 6 ¥20.000 7 ¥20.000 ¥2.000 13 ¥20.000 ¥2.000 14 ¥20.000 ¥2.000

¥2.000

¥12.000

2.000

¥2.000 V

20

21

合計

¥20.000

¥20.000

¥120.000

- ■自立支援法の指定障害福祉サービスと身障法・知障法の通所施設サービスとの同一 管理事業所における事務処理
- 各事業所の軽減後の負担上限月額は、A事業所(通所更生)7,500円、B事業所 (居宅介護)は12,300円となる。
- 〇 同一管理事業所内の軽減後の負担上限月額は12,300円、本来の負担上限月額は24,600円であるため、A, B事業所での利用者負担額、社福法人等軽減額が各々12,300円となるように、軽減額の調整を行う。
- 〇 具体的には、通所施設分を高額障害福祉サービス費に移行させることで調整することし、同一管理事業所内での「利用者負担額」及び「社福法人等軽減額」の合計額から同一管理事業所における「利用者負担額」及び「社福法人等軽減額」の上限額(各々12,300円)を控除した額を高額障害福祉サービス費移行額に整理する。

(模式3-1) 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票 (平成 年 月分)

	同一龍	管理!	事業	ണ	番号	_	管理事業所名称						平成	年	月	日			
						_	A事業所 B事業所				事業所番	무							1
						_	アサボバ												1
							_				事 業 者 及 その事業月	fの						$\bigcap$	Ħ
											名	称							
受	給	者	i	Œ	番号					利	用者負担上	限)	月額				1		1
支紙	給 決	定	障	害	者等 名					支障		こ 信 氏	系る 名						
日	曜		開始	終了	事業所			実統	責記録票記	拋額				軽	減額調整	結果額			
付	Ē	E	時間	時間	又に 事業所		利用者負担額	額	土福法人等軽減	額給	付費移行額		利用者的	負担額	社福法人等	軽減額	給付費	移行額	$\prod$

法律が異なるため、同一管理事業所内であっても、軽減額調整による軽減額は、給付費(介護給付費・訓練等給付費又は施設訓練等支援費)には移行させない。

通所施設は、高額障害福祉サービス費として、市町村に請求する(受領委任払い)。

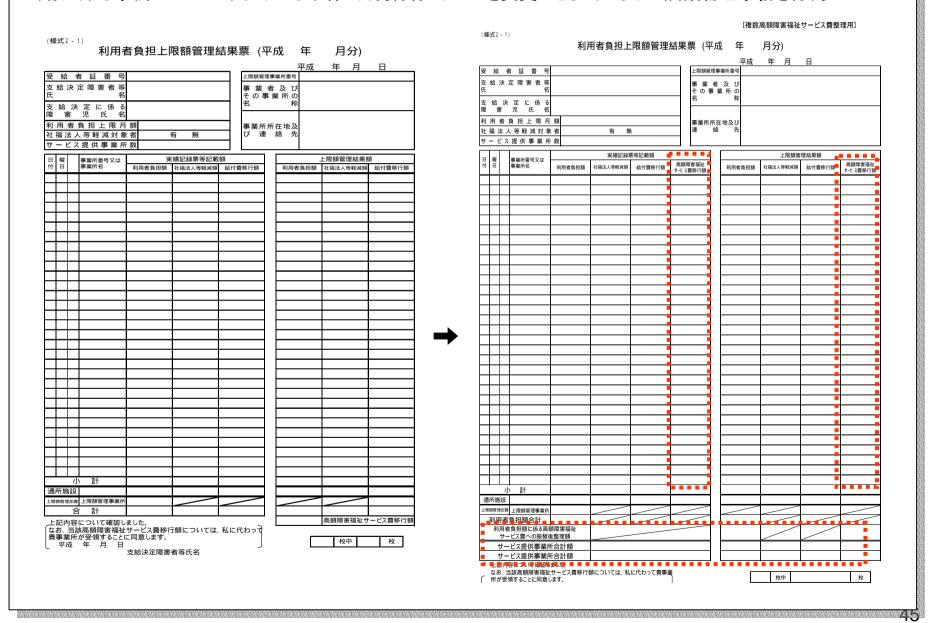
軽減額調整額欄のBに係る利 用者負担額、社会福祉法人 等負担軽減額の合計を記入 軽減額調整額欄のAの利用者負担額合計一高額障害福祉サービス費移行額(7,500円ー7,200円)

軽減額調整額欄のAの社会福祉法人 等負担軽減額合計一高額障害福祉

2.000

### 様式2-1を一部変更して使用する事例について

次ページ以降の事例の中で示すとおり、高額障害福祉サービス費移行額等の段階的な整理が必要となる事例があるため、該当する事例については、以下に示す様式(現行様式2ー1を変更したもの)により上限額管理事務を行う。



### (事例2-4)事例2-3において他にC外出介護事業所の利用がある場合の上限額管理及び請求事務(低所得2の例)

(様式3-1)

(同一管理事業所A·Bに係る)社会福祉法人等負担軽減額調整結果票 (平成 年 月分)

	<b>-</b>	管理	事	脈		- 管理事業所名称				平成 年	月日	
					_	A事業所 B事業所		事業所種	号			
В	曜		開始	整了	事業所番号	<u> </u>	傾記録票記載	iii		朝	減額調整結果	Ã
日付	H		2 85 BH	- 20 20	又は 事業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額		利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
6					В	2,000				2,000		
7					В	2,000				2,000		
13					В	2,000				2,000		
14					В	2,000				2,000		
20					В	2,000				2,000		
21					В	2,000				2,000		
					小計	12,000				12,000		
					A	7,500	7900			7,500	7,900	
					合計					19,500	7,900	
同	一管	理事	業	負	也上限額					12,300	12,300	
高額	宇	aùt	t-E	ス費	移行額[ ・ ]					7,200	-4,400	
高額	障	害福	祉	<del>-</del>	ピス費合計						2,800	

様式3-1において整理された額(参考)

事業者	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費 請求額(受領委任払い)
Α	300	12,300	2,800
В	12,000	0	0

+

C事業所【外出介護】サービス提供実績記録票

【上限額2	24, 600H]			
サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥8,000	¥800		
2	¥8,000	¥800		
27	¥8,000	¥800		
合計	¥144.000	¥14.400		

A、B及びC事業所に係る利用者負担額の合算額(この例では同一管理事業所A、Bに係る利用者負担額12,300円とCの利用者負担額14,400円の合算額となる。)が利用者負担上限月額24,600円を超えるため、利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成する。

(様式2 - 1)

利用者負担上限額管理結果票(抄)(平成 年 月分)

平成 年月日

利用者負担上限月額	24,600円
社福法人等軽減対象	有
サービス提供事業所	3

			******		<b>実績記録</b>	等記載額			上限額管	理結果額	
日付	醒		事業所番号又 は事業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	高額障害福祉 サービス費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	高額障害福祉 サ-ビス費移行額
1			С	800				800			
2			С	800				800			
3			С	800				800			
4			C	800				800			
6			В	2,000				2,000			
7			В	2,000				2,000			
						[	(記載省略)				
24			С	800				800			
25			C	800				600		200	
26			С	800				0		800	
27			С	800				0		800	
		惦		26,400				24,600		1,800	
通	施設		A	300	12,300		2,800	300	12,300		2,800
上限額	管理加	算	上限額管理事業所	150					1	150	
;	佣者!	触	額合計	26,850				24,900			V
利用者負担額に係る高額障害福祉 サービス費への振替後整理額								24,600			300
			_					ı			· ^

事	請求明細	書の利用者負担額等計	算欄への記載額
業者	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費 移行額
Α	0	12,300	3,100 (2,800 + 300)
В	12,000	0	0
С	12,600	0	0

- 1 様式2-1における通所施設Aに係る記載額について
- (1) 利用者負担額欄について

利用者負担額は、様式3-1において調整した、実際に利用者から徴収する額とする。すなわち、様式3-1の軽減額調整結果額欄の利用者負担額から利用者負担額にかかる高額障害福祉サービス費移行額を控除した額となる(この例では、300円(7.500円-7.200円))。

- (2) 社会福祉法人等軽減額について 社会福祉法人等軽減額は、様式3-1において調整した 額とする。すなわち、サービス提供実績記録票において整理 された額と、高額障害福祉サービス費移行額欄中、社会福 祉法人軽減額として移行する額を合算した額となる(この例 では、12.300円(7,900円+4,400円))。
- (3) 高額障害福祉サービス費移行額について 高額障害福祉サービス費移行額は、様式3-1において調 整した額とする。すなわち、様式3-1の軽減額調整結果額 欄の利用者負担額に係る高額障害福祉サービス費移行額 と社会福祉法人等軽減額に係る高額障害福祉サービス費 移行額とを合算した額となる(この例では、2,800円(7,200円 -4,400円))。
- 2 請求明細書の利用者負担額等計算欄における通所施設A に係る記載額について
- 利用者負担額

上限額管理結果額欄の通所施設Aに係る利用者負担額からB、C事業所の利用者負担額との合算に伴う高額障害福祉サービス費移行額を控除した額(この例では0円(300円-300円(24,900円-24,600円))。

- 社会福祉法人等負担軽減額 上限額管理結果額欄の社会福祉法人等軽減額の合計額 (この例では12,300円)。
- 高額障害福祉サービス費移行額 高額障害福祉サービス費移行額は、上限額管理結果額 欄のB、C事業所及び通所施設Aの利用者負担額の合計 から利用者負担上限月額を控除した額となるが、この例においては、先に様式3-1に基づき整理したAに係る高額障害福祉サービス費移行額とを合計した額が高額障害福祉サービス費として請求される額となる(この例では、3,100円(2,800円+(24,900円-24,600円)))。

### (事例2-5)事例2-4においてC外出介護事業所が基準該当事業所である場合の上限額管理及び請求事務(低所得2の例)

(模式3-1

同一管理事業所負担上限額

高額障害福祉サービス費移行額(・) 高額障害福祉サービス費合計

(同一管理事業所A·Bに係る)社会福祉法人等負担軽減額調整結果票 (平成 年 月分) へ

	同一管理事業所番号 同一管理事業所名称						平成	年	月	В				
						A事業所								
						B事業所		事業所種	号					
В	G#		開始	終了	事業所番	号	実績記録票記載	額			穀	減額調整	結果語	· A
付	曜日		S 30	50 MM	又は 事業所名	利用者負担	額社福法人等軽減額	給付費移行額		利用者!	負担額	社福法人等	軽減額	給付費移行額
6					В	2,00	00			2	,000			
7					В	2,00	00			2	,000			
13					В	2,00	00			2	,000			
14					В	2,00	00			2	,000			
20					В	2,00	00			2	,000			
21	Ш				В	2,00	00			2	,000			
					小計	12,00	00			12	,000			
					A	7,50	7900			7	,500	7,	900	
	П				合計					19	,500	7,	900	

様式3-1において整理された額(参考)

12.300 12.300

7.200 -4.400

2.800

事業者	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費 請求額(受領委任払い)
Α	300	12,300	12,000
В	1,200	0	0

+

C事業所【外出介護】サービス提供実績記録票

【上限額	24, 600円】			【基準該当】
サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥8,000	¥800		
2	¥8,000	¥800		
27	¥8,000	¥800		
合計	¥144,000	¥14,400		

A、B及びC事業所に係る利用者負担額の合算額(この例では同一管理事業所A、Bに係る利用者負担額12,300円とCの利用者負担額14,400円の合算額となる。)が利用者負担上限月額24,600円を超えるため、利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成する。

市町村が受領委任払により基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費・特例訓練等給付費を現物給付化する場合は、当該基準該当障害福祉サービスに係る利用者負担額についても市町村が受領委任払により上限額管理の対象とする。その場合、指定障害福祉サービスに係る上限額管理、基準該当障害福祉サービスに係る上限額管理、指定施設支援に係る上限額管理を各々分けて行うこととなる。

(模式2 - 1)

#### 利用者負担上限額管理結果票(抄)(平成 年 月分)

平成 年 月 日

利用者負担上限月額	24,600円
社福法人等軽減対象	有
サービス提供事業所	3

□ 4 m3 □ 事業所番号又			実績記録票等記載額					上限額管理結果額				
日付	曜日		は事業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	高額障害福祉 サ-ビス費移行額		利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	高額障害福祉 サービス費移行額
6			В	2,000		<b>†</b>			2,000		4	
7			В	2,000					2,000			
13			В	2,000	j		L		2,000	·		,
14			В	2,000		省略可			2,000		省略可	
20			В	2,000	1		[		2,000	1		
21			В	2,000		↓ ↓			2,000			
	BO	))/J\	計	12,000					12,000			
基	準該当		C	14,400					14,400			
	利用者負担額合計 (小計+(基準該当)			26,400					26,400			
	負担額に 双費への打		高額障害福祉 後整理額						24,600			1,800
通	所施設		A	300	12,300		2,800		300	12,300		2,800
上限8	管型!	算	上限額管理事業所	150							150	
	負担額合 当 + A基準		小計 + (基準該 当 + 加算)	26,850					24,900			
利用者負担額に係る高額障害福祉 サービス費への振替後整理額								24,600			300	
								_	0	12,300	150	3,100
				В	事業所	合計			12,000	0	0	0
									12,600	0	0	1,800

事	請求明細書の利用者負担額等計算欄への記載額											
業者	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費移行額									
Α	0	12,300	3,100 (2,800 + 300)									
В	12,000	0	0									
С	12,600	0	1,800									

高額障害福祉サービス費移行額については、原則、最初に基準該当 障害福祉サービスに係る移行額を算出し、次に指定施設支援に係る移 行額を算出する。

※指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定施設 支援の併給がある場合の上限額管理事務については、なるべく上限額 管理者である通所施設が受領委任払いによる高額障害福祉サービス 費の請求事務を行うこととなるよう、通所施設に係る高額障害福祉サー ビス費移行額の算定を最後に行う。

- ① 様式2-1におけるC基準該当事業所の利用者負担額は実績記録票の額を記入する。
- ※基準該当障害福祉サービスのみで利用者負担上限月額を超える場合は超える額が高額障害福祉移行額となる。
- ② C基準該当事業所の高額障害福祉サービス費移行額は、指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計と基準該当障害福祉サービスに係る利用者負担額を合算したものから、利用者負担上限月額24,600円を控除した額となる。この例では、1,800円(12,000円+14,400円)-24,600円)となる。
- ③ 受領委任払によるC基準該当事業所に係る特例介護給付費等の請求について請求明細書への記載額は、利用者負担額については、上限額管理結果額欄の利用者負担額から利用者負担額にかかる高額障害福祉サービス費移行額を控除した額(この例では、12,600円(14,400円-1,800円))と記載し、また、併せて高額障害福祉

サービス費移行額(この例では、1.800円)を記載する。

通所施設Aの高額障害福祉サービス費移行額は、指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計、C基準該当事業所に係る利用者負担額(高額障害福祉サービス費への振替後)及び指定施設支援に係る利用者負担額を合算した額から、利用者負担上限月額24,600円を控除した額となる(この例では、300円((12,000円+12,600円+300円)-24,600円)。

※なお、この例では、通所施設Aが高額障害福祉サービス費を請求する額は、先に様式3-1に基づいて整理された算定された額とを合計した3.100円となる。

※上限額管理加算の取扱いについては、上限額管理加算を算定できる上限額管理者が、指定障害福祉サービス又は指定施設支援の利用者負担額と基準該当障害福祉サービスの利用者負担額とを一体的に上限額管理する場合、基準該当障害福祉サービスを含めなければ上限額を超過しないが、基準該当障害福祉サービスを含めれば上限額を超過する場合についても、上限額管理加算の算定を認める。

※事例は、同じ法律等に基づくサービスについて、複数事業所からサービス提供がないため、様式2-1に各サービス提供事業所の利用者負担額等を追記することで様式2-2の作成を省略しても差し支えない。

### (事例2-6) 複数の基準該当事業所と指定障害福祉サービスを利用する場合の上限額管理及び請求事務(低所得1の例)

A事業所【外出介護】

基準該当事業所

	10000111			
サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等行額
4	¥8,000	¥800		
5	¥8,000	¥800		
8	¥8,000	¥800		
11	¥8,000	¥800		
14	¥8,000	¥800		
23	¥8,000	¥800		
合計	¥48,000	¥4,800		

B事業所【居宅介護】 【上限額15000円】 基準該当事業所

サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等行額
3	¥10,000	¥1,000		
7	¥10,000	¥1,000		
13	¥10,000	¥1,000		
18	¥10,000	¥1,000		
19	¥10,000	¥1,000		
22	¥10,000	¥1,000		
合計	¥60,000	¥6,000		

C事業所【デイサービス事業所】

上限額管理者

社会福祉法人 軽減措置実施

【上限額	7, 500円】			1-11111
サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥8,000	¥800		
2	¥8,000	¥800		
27	¥8,000	ˈ ¥0	¥800	
合計	¥144,000	¥7,500	¥6,900	

(様式2 - 1)

利用者負担上限額管理結果票(抄)(平成 年 月分

平成 年月 日

利用者負担上限月額	15,000円
社福法人等軽減対象	有
サービス提供事業所	3

			事業所番号又		実績記録	等記載額			上限額管	理結果額	
	日付	曜日	は事業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	高額障害福祉サー ビス費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	高額障害福祉サー ビス費移行額
			C	7,500	6,900			7,500	6,900		
	3		В	1,000				1,000			
	4		A	800				800			
	5		A	800				800			
*	7		В	1,000				1,000			
7	8		A	800				800			
	11		A	800				800			
	13		В	1,000				1,000			
	14		A	800				800			V
	18		В	1,000				500			500
	19		В	1,000				0			1,000
	22		В	1,000				0			1,000
	23		A	800				0			800
	小計	((+基	準該当小計)	18,300	6,900			15,000	6,900		3,300
	上限額	管理加	算上限額管理事業所	150						150	
		2	計	18,450	6,900			15,000	6,900	150	3,300

4

事	請求明細	請求明細書の利用者負担額等計算欄への記載額						
業者	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費 移行額					
Α	4,000	0	800					
В	3,500	0	2,500					
С	7,500	6,900	0					

- ① 市町村が受領委任払により基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費・特例訓練等給付費を現物給付化する場合は、当該基準該当障害福祉サービスに係る利用者負担額についても上限額管理の対象とする。
- ② A、B及びC事業所に係る利用者負担額の合算額が利用 者負担上限月額15,000円を超えるため、利用者負担上限 額管理結果票(様式2-1)を作成する。
- ③ 先に指定障害福祉サービス(C事業所)分の記載をした後、 基準該当障害福祉サービス(A事業所及びB事業所)をサービス提供日順に整理し、上限額を整理する。
- ※当事例のように指定障害福祉サービスと基準該当障害福祉サービスを利用する場合、負担上限月額を超える利用者負担額は、高額障害福祉サービス費移行額として整理される。このことから、単独でも負担上限月額を超える利用者負担額が高額障害福祉サービス費となる基準該当事業所において、高額障害福祉サービス費の請求事務の集約を図ることとする。
- ※上限額管理加算の取扱いについては、上限額管理加算を 算定できる上限額管理者が、指定障害福祉サービスの利用 者負担額と基準該当障害福祉サービスの利用者負担額とを 一体的に上限額管理する場合、基準該当サービス障害福祉サービスを含めなければ上限額を超過しないが、基準該当 障害福祉サービスを含めれば上限額を超過する場合について も、上限額管理加算の算定を認める。

### (事例2-7) 施設入所者が一時帰宅時に居宅サービスを利用する場合の上限額管理及び請求事務(低所得1の例)

施設入所者が一時帰宅した場合に、市町村が特に必要と認めて居宅サービスを利用した場合、入所施設は当該居宅サービス分を含めて上限額管理を行う。

### A施設【入所更生施設】

上限額管理者

【上限額	15000円
サービス	報酬額
坦새ㅁ	(余去)

サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等行額
1	¥7,000	¥700		
2	¥7,000	¥700		
20	¥7,000	¥700		
合計	¥140,000	¥14,000		

#### B事業所【居宅介護】

### 【上限額15000円】

		10000117			
	サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等行額
ĺ	27	¥6,000	¥600		
	28	¥6,000	¥600		
	29	¥6,000	¥600		
l	30	¥6,000	¥600		
l	31	¥6,000	¥600		
	合計	¥30,000	¥3,000		

#### (様式2 - 1)

利用者負担上限額管理結果票(抄)(平成 年 月分)

年 月 В 平成

利用者負担上限月額	15,000円
社福法人等軽減対象	無
サービス提供事業所	2

				事業所番号又	実績	記録票等記	載額
	日付	曜日		は事業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
				Α	14,000		
<b>}_</b>				В	3,000		
7		-	۱ŧ	†	17,000		
	上限額	管理加	算	上限額管理事業所			
		í	諳	†	17,000		
			Πñ	Ī	17,000		

上图	上限額管理結果額					
利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額				
14,000						
3,000						
17,000	0					
17,000						
2,000	高額障害福祉サ	- ビス費移行額				

- ① グループホーム入居者と同様、入所施設が優先的に上 限額管理者となる。
- ② A施設及びB事業所に係る利用者負担額の合算額が 利用者負担上限月額15.000円を超えるため、利用者負 **坦上限額管理結果票(様式2-1)を作成する。**
- ③ まず、指定施設支援(A入所施設)分の記載をした後、 指定障害福祉サービス(B事業所)の上限額を整理する。 (指定障害福祉サービスについて、複数のサービス提供事 業所がある場合は、指定施設支援分の記載後、指定障 害福祉サービス分について、サービス提供日順に整理す る。)
- ※事例は、同じ法律等に基づくサービスについて、複数事業 所からサービス提供がないため、様式2-2の作成を省略し て差し支えない。



事	請求明細	書の利用者負担額等計	算欄への記載額
業者	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サ-ピス費 移行額
Α	14,000	0	0
В	1,000	0	2,000

### (事例2-8) 相互利用制度の通所施設と指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを利用する場合(低所得1の例)

次の相互利用制度によって通所授産施設を利用する場合の上限額管理については、指定施設支援(施設訓練等支援費)に係る利用者負担の上限額管理の取扱いに準じて行う。

- 上限額管理を一体的に行う相互利用制度(利用者負担の扱いについて支援費に準じているもの)
- ①身体障害者が知的障害者授産施設及び知的障害者通所授産施設を利用する場合
- ②知的障害者が身体障害者授産施設及び身体障害者通所授産施設を利用する場合

#### 社会福祉法人 A事業所 【外出介護】 基準該当事業所 軽減措置実施 【上限額7500円】 利用者負担額 社福法人等軽減額 給付費等行額 提供日 ¥7.000 ¥700 ¥700 ¥7 000 2 ¥700 ¥7.000 3 ~ ¥7.000 ¥300 ¥400 30 合計 ¥154 000 ¥7.500 ¥7.500 \_¥400

#### B事業所 【居宅介護】

#### 【上限額15000円】

	10000111			
サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等行額
6	¥20,000	¥2,000		
7	¥20,000	¥2,000		
13	¥20,000	¥2,000		
14	¥20,000	¥2,000		
20	¥20,000	¥2,000		
21	¥20,000	¥2,000		
合計	¥120,000	¥12,000		

+

#### 相互利用制度

C∄		通所授産施設】 7,500円】	上限	額管理者		会福祉法人 或措置実施
	サービス 提供日	報酬額 (参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	補助対	対象経費移行額
	1	¥8,000	¥800			1.
	2	¥8,000	¥800			1
	27	¥8,000	ˈ ¥0	¥800		
	合計	¥144,000	¥7,500	¥6,900	$\Gamma T$	
					- 1	

利用者負担上限月額、社会福祉法人等軽減額を超える額は、補助対象経費として整理される。

基準該当障害福祉サービスに係る利用者負担額は利用者負担上限月額によって特例介護給付費等へ移行しないため、負担上限月額(当該受領委任払に係る高額障害福祉サービス費算定基準額)を超える額は高額障害福祉サービス費移行額として整理されることに留意。

(様式2 - 1)

#### 利用者負担上限額管理結果票(抄)(平成 年 月分)

平成 年月日

利用者負担上限月額	15,000円
社福法人等軽減対象	有
サービス提供事業所	3

<b>5</b> /1	-33 -		事業所番号又		実績記録	等記載額			上限額管	理結果額	
日付	曜日		は事業所名	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	高額障害福祉サー ピス費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	補助対象経費 移行額	高額障害福祉サー ビス費移行額
6			В	2,000				2,000			
7			В	2,000				2,000			
13			В	2,000				2,000			
14			В	2,000				2,000			
20			В	2,000				2,000			
21			В	2,000				2,000			
		\i	+	12,000				12,000			
基	難当		A	7,500	7,500		400	7,500	7,500		/ 400
利用者負	担額合	†(/J\	計+A基準該当)	19,500				19,500			
			額障害福祉サー 後整理額					15,000		//	4,500
相互	利用施	Σ	C	7,500	6,900			7,500	6,900	1	
上限額	管型	算	上限額管理事業所	150						/150	
			小計 + A基準該 ] + 加算)	27,150				22,500			
利用者負	負担額に の振春		補助対象経費へ を理額					15,000		7,500	
_		_		A事業所	合計			3,000	7,500	0	4,900
				B事業所	合計			12,000	0	0	0
				C通所施設	台計			0	6,900	7,500	0

- ① A、B及びC相互利用施設に係る利用者負担額の合算額が利用者負担上限月額15,000円を超えるため、利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成する。
- ② 補助対象経費移行額の整理等があるため、原則、相互利用制度における施設の管理者が優先的に上限額管理者となる。
- また、上限額管理加算については、当該施設が上限額管理者となるため、補助対象経費として算定されることとなる。 ※グループホーム入居者の場合は、グループホームが上限額管理者となるため、上限額管理加算は算定されない。
- ③ C相互利用施設について、利用者負担上限月額を超える額は相互利用に係る補助対象経費として整理される。 具体的には、指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計、A基準該当事業所に係る利用者負担額(高額障害福祉サービス費への振替後)及び相互利用制度の通所施設に係る利用者負担額を合算した額から、利用者負担上限月額を控除した額となる(この例では、7,500円(12,000円+3,000円+7,500円)・15,000円)。
- ④ ③により算出した額7,500円については、C相互利用施設から市町村への相互利用に要する費用(補助対象経費)の 請求額に含める。
- 一※高額障害福祉サービス費の請求(受領委任払)と異なり、受領委任の必要はない。
- ※相互利用に要した経費(補助事業)と介護給付費、施設 訓練等支援費は分けて請求することに留意。
- ※事例は、同じ法律等に基づくサービスについて、複数事業 所からサービス提供がないため、様式2-1に各サービス提供 事業所の利用者負担額等を追記することで様式2-2の作 成を省略しても差し支えない。

_			
事		請求明細書記	載額
業者	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費請求額(受領委任払い)
Α	3,000	7,500	4,900(4,500 + 400)
В	12,000	0	0
事業者	利用者負担額	社福法人等軽減額	補助対象経費移行額
С	0	6,900	7,500

### 受領委任払いの取扱いについて(18年4月から9月まで)

### 1 受領委任払いの対象となる者

以下に区分するサービスのうち、2以上の区分のサービスを利用する者で、当該複数の区分のサービスに係る利用者負担額の合算額が利用者負担上限月額を超える者又は1の(3)の区分のサービスに係る利用者負担額の合算額が利用者負担上限月額を超える者(以下「受領委任払該当者」という。)

- (1) 指定障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費)
- (2) 指定施設支援(施設訓練等支援費)
- (3) 基準該当障害福祉サービス(市町村が特例介護給付費・特例訓練等給付費の受領委任払をする場合に限る。)

#### 2 受任者となる者

指定施設支援を行う身体障害者更生施設等、基準該当障害福祉サービス事業所

#### 3 委任の方法等

- (1) 市町村は、受領委任払該当者に対し、「高額障害福祉サービス費に関する委任の届出書(様式例6)」を交付する。
- (2) 受領委任払い該当者は、上記2の施設等に高額障害福祉サービス費移行額について、高額障害福祉サービス費の支給申請及び受領に関して委任を行う。
- (3) 委任を受けた施設等は、必要事項を記入し、委任者に交付する。
- (4) 委任者は、市町村へ「高額障害福祉サービス費に関する委任の届出書(様式例6)」を提出する。 市町村は、受任者が上限額管理者と異なる場合、当該委任について上限額管理者に連絡を行う。 ※委任の方法、様式については一例を示すものであり、各自治体において運用上、これとは異なる委任方法、様式により 委任を行うことは差し支えない。

### 4 請求の方法

上記による受任者は、介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費又は施設訓練等支援費の 請求と併せ、上限額管理事務の上限額管理結果票において算定された高額障害福祉サービス費を「高額障害福祉サービ ス費支給申請書(様式例7)」により市町村へ請求する。なお、当該申請書に記載された金額は、介護給付費等の請求に添 付される実績記録票、利用者負担上限額管理結果票をもって確認することとし、申請書への添付資料は要しないものとする。

### 5 同一の世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等において支給される高額障害福祉サービス費との関係

- (1) 再算定を要するケース
  - 上記の受領委任払による高額障害福祉サービス費の受給者が障害福祉サービス等と併せて介護保険法に基づくサービスを利用する場合や、同一の世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合は、高額障害福祉サービス費を改めて算定した上、償還払いを行う。

### (2) 算定方法

- 算定にあたっては、受領委任払いにより支給されている高額障害福祉サービス費も含めて算定する。
- 算定された高額障害福祉サービス費が、受領委任払により支給されている高額障害福祉サービス費を超える場合は、 その差額分を支給する。(算定例以下のとおり)
  - ※受領委任払による手続きが介護給付費等の請求と同時に行われるのに対し、当該手続きは、利用者負担が支払われ、 介護給付費等も確定するサービス提供月の概ね2ヶ月後以降になると考えられる。

(例)同一の世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる例 A、Bは同一世帯でありともに低所得2



- 〇受領委任払いによりAから委任を受けた事業所に支給される 高額障害福祉サービス費…24,600円 - ①
- ○高額障害福祉サービス費のA支給分 {73,800円(利用者負担世帯合算額)—24,600円(高額障害福祉サービス費算定基準額)}×49,200円/73,800円 (支給決定障害者按分率)=32,800円-②
- ○高額障害福祉サービス費のB支給分 {73,800円(利用者負担世帯合算額)—24,600円(高額障害福祉サービス費算定基準額)}×24,600円/73,800円(支給決定障害者按分率)=16,400円

Aの算定上の支給額は32,800円であるが、受領委任払いにより受任者の事業所に24,600円支給しているため、実際には差額の8,200円をAに対して支給することとなる。(以下通知参考例)

<del></del>				年	書 番 号 月 日
•	町村) *	<b></b>		市 (町村) 長	ED _
先に申請のあり	ました給付費	まについては、	下記のとおり決	定しましたので通知しま	<b>ます。</b>
支 給 決 定 障害者等氏名	- Ι Δ		障害者	限拠となる制度の受給者証 指自立支援法 身体障害者 管害者福祉法 受給者番号	福祉法
支給決定に係る 障 害 児 氏 名	'				
受付年月日	年	月日	決定年月	日 年 月 日	3
本人支払額		円	申請に係るサービス利用	年 月	引分
支 給	V TS	しない	支給金	*** (但し以下のとあ	נטי
		多いにより、 200円を支		! ,600円支給してい	3 <i>t</i> -8,

## 受領委任払いに係る様式例について

		(様式	(様式第 1
高額障害福祉	サービス費に関する委任の届出書	(例)	(受領委任払
± / mrt++ \ E			高額障害福祉サービス費支給申請書(例)
市(町村)長 様		平成 年 月 日	
		+10x + 73 L	平成 年 月
フリガナ	受	給者証番号	(請求先)
支 給 決 定			市町村長様
障害者等氏名			1111 [2] 111 [2]
- 11111	・昭・平 年 月 日		事業所番号
<b>1</b>			
居住地			事業者及び申金の事業所の
フリガナ	電話番号	続柄	Text
支給決定に係る		和年月日	± (/) + +/
障害児氏名	月日   <sup>平 //</sup>		請代表者
·			
	o、上限額管理において算定される高額障		者事業所所在地
る利用者負担額について、下記党 Eします。	受任者が高額障害福祉サービス費の支給申	#請及ひ受領を行つごとを委	及び連絡先
	記		
事業所番号	, c		
事業者及びその事業所の名称			下記の支給決定障害者等に係る高額障害福祉サービス費の支給について、支給決定障害者等か!
事業者及びその事業所の名称			下記の支給決定障害者等に係る高額障害福祉サービス費の支給について、支給決定障害者等か! 委任に基づき下記のとおり申請します。
事業者及びその 事業所の名称 手業所所在地			
事業者及びその事業所の名称		红番号	委任に基づき下記のとおり申請します。
事業者及びその 事業所の名称 手業所所在地	電流	話番号	委任に基づき下記のとおり申請します。
事業者及びその事業所の名称 事業所の名称 下事業所所在地及び連絡先	「ス費を以下の口座に振り込んで下さい。	話番号	委任に基づき下記のとおり申請します。 記 請 求 金 額 円
事業者及びその事業所の名称 事業所の名称 下事業所所在地及び連絡先	プログラス費を以下の口座に振り込んで下さい。 本店		委任に基づき下記のとおり申請します。 記 請 求 金 額 円
事業者及びその事業所の名称 事業所所在地及び連絡先 記に関する高額障害福祉サービ銀行信用金融信用組合	ス費を以下の口座に振り込んで下さい。 本店 支店 種目 1 音	普通 2 当座 3その他	委任に基づき下記のとおり申請します。 記 請 求 金 額 円
事業者及びその事業所の名称 事業所の名称 事業所所在地及び連絡先 記に関する高額障害福祉サービ銀行信用金融信用組合機能	ス費を以下の口座に振り込んで下さい。 本店 支店 支所 出張所	普通 2 当座 3その他	委任に基づき下記のとおり申請します。 記 請 求 金 額 円
事業者及びその事業所の名称 事業所の名称 事業所所在地及び連絡先 記に関する高額障害福祉サービ 個知金庫信用組合・農協金融機関コード	ス費を以下の口座に振り込んで下さい。 本店 支店 種目 1 音	普通 2 当座 3その他	委任に基づき下記のとおり申請します。
事業者及びその事業 無所の名称 事業所の名称 事業所所在地及び連絡先 記に関する高額障害福祉サービ銀行庫信用組合開組合機協立一ド	ス費を以下の口座に振り込んで下さい。 本店 支店 支所 出張所	普通 2 当座 3その他	委任に基づき下記のとおり申請します。
事業者及びその事業所の名称 事業所の名称 事業所所在地及び連絡先  記に関する高額障害福祉サービ 個用金融合農協 金融機関コード 流れ	ス費を以下の口座に振り込んで下さい。 本店 支店 支所 出張所	普通 2 当座 3その他 座番号	委任に基づき下記のとおり申請します。         請求金額       円         申請に係るサービス提供月       平成年月分         受給者証番号       支給決定障害者等氏名
事業者及びその事業所の名称 事業所所在地及び連絡先  記に関する高額障害福祉サービ 信用組織 信用組織 信用組織 金融機関コード	ス費を以下の口座に振り込んで下さい。 本店 支店 支店 大田 出張所 口 店舗コード	普通 2 当座 3その他 座番号	委任に基づき下記のとおり申請します。
事業者及びその事業 所の名称 事業所の名称 事業所所在地 東	ス費を以下の口座に振り込んで下さい。 本店 支店 支店 大田 出張所 口 店舗コード	普通 2 当座 3その他 座番号	委任に基づき下記のとおり申請します。         請求金額       円         申請に係るサービス提供月       平成年月分         受給者証番号       支給決定障害者等氏名
事業者及びその事業	ス費を以下の口座に振り込んで下さい。 本店 支店 支店 対所 出張所 ロ 店舗コード	普通 2 当座 3その他 座 番 号	委任に基づき下記のとおり申請します。         請求金額       円         申請に係るサービス提供月       平成年月分         受給者証番号       支給決定障害者等氏名
事業者及びその事業 所の名称 事業所の名称 事業所所在地 東	ス費を以下の口座に振り込んで下さい。 本店 支店 支店 大野 出張所 口 店舗コード	普通 2 当座 3その他 座 番 号	委任に基づき下記のとおり申請します。         請求金額       円         申請に係るサービス提供月       平成年月分         受給者証番号       支給決定障害者等氏名
事業者及びその事業 解所の名称 事業所の名称 事業所所在地及 びきゅん 第一次 では 一番 を できまる 一番 では は できまる できまる から しゅう	ス費を以下の口座に振り込んで下さい。 本店 支店 支店 大野 出張所 口 店舗コード	普通 2 当座 3その他 座 番 号	委任に基づき下記のとおり申請します。         請求金額       円         申請に係るサービス提供月       平成年月分         受給者証番号       支給決定障害者等氏名
事業者及びその事業 解所の名称 事業所の名称 事業所所在地及 びきゅん 第一次 では 一番 を できまる 一番 では は できまる できまる から しゅう	ス費を以下の口座に振り込んで下さい。 本店 支店 支店 大野 出張所 口 店舗コード	普通 2 当座 3その他 座 番 号	委任に基づき下記のとおり申請します。         請求金額       円         申請に係るサービス提供月       平成年月分         受給者証番号       支給決定障害者等氏名

### 各サービスに係る上限額管理のイメージ図

